

第3次豊後大野市農業振興計画

大分の野菜畑 豊後大野

～ 農業を基幹産業として発展する豊後大野市 ～

◆ 将来にわたって「農地を活かす、人を活かす」農業を目指して ◆



平成28年3月
大分県豊後大野市

目 次

はじめに（市長あいさつ）	1
第1章 計画策定の趣旨	
I 計画策定の趣旨	2
II 計画の期間	2
第2章 市の概要	3
第3章 農業の現状と課題	
I 農業の現状	
1) 農家数の動向	
(1) 世帯員数と農家数	4
(2) 販売農家数及び自給的農家数	4
2) 農家人口の動向	
(1) 豊後大野市の人口と農家人口	5
(2) 農業従事者数	5
(3) 農業就業人口と基幹的農業者数	6
(4) 販売農家における「農業就業人口」の推計結果	6
3) 耕地面積と耕地の利用の動向	
(1) 耕地面積	7
(2) 販売農家の経営耕地面積	8
4) 農畜産物の生産状況	
(1) 農産物の生産状況	10
(2) 主要家畜の種類別飼養戸数及び飼養頭羽数の状況	11
II 農業の課題	
1) これまでの取組	12
2) 今後の課題	
(1) 多様な担い手確保対策の取組	13
(2) 収益力向上を目指した産地化・ブランド化の取組	13
(3) 連携体制の強化と新たなシステムづくり	14
第4章 農業振興施策	
I 基本目標と基本施策	
1) 基本的な考え方	
(1) 産業政策としての考え方	16
(2) 社会政策としての考え方	16

2) 基本目標	
(1) 担い手対策に基づく構造改革の推進	1 6
(2) 農業生産の構造改革の推進	1 6
(3) 農地対策に基づく構造改革の推進	1 6
3) 基本施策	
(1) 多様な担い手の確保・育成	1 7
(2) 農業生産の振興	1 7
(3) 構造改革を促進するための土地利用調整システムの構築	1 8
(4) 鳥獣害対策の推進	1 9
4) 農業生産目標	
(1) 「経済活動別市町村内総生産額」による「新たな農業生産目標」	2 0
(2) 「経済活動別市町村内総生産額」による農業生産額の状況	2 0
(3) 農業生産目標額	2 0

II 重点振興施策

1 多様な担い手の確保・育成	
1) 新規就農者の確保・育成	2 1
2) 認定農業者の確保・育成	2 3
3) 集落営農法人の確保・育成	2 5
4) 企業の農業参入の推進	2 6
5) 女性農業者の経営参画及び起業に向けた支援	2 7
2 収益力の向上を目指した生産振興	
1) 園芸作物の生産振興	2 8
ア 野菜の生産振興	2 8
イ 花きの生産振興	2 9
ウ 果樹の生産振興	3 0
2) 水田農業の生産振興	3 1
3) 特用作物の生産振興	3 2
4) 安全・安心農業の推進	3 2
5) 高齢者農業の推進	3 3
6) 畜産物の生産振興	3 4
7) 鳥獣害防止対策	3 7
3 新たな攻めの農業への展開	
1) 新たな営農体系の構築による農業構造の再編	
(1) 作物団地化に向けた遊休農地の有効活用	3 8
(2) 土地利用型作物の機械化一貫体系による輪作体系の確立	3 8
2) 官民協同による土地利用調整システムの構築	3 9
3) 農業者と普及機関をつなぐ農業情報ネットワークの構築	3 9
4) 地域ブランドの確立と販売戦略の構築	
(1) 地域ブランドの確立	4 0
(2) 販売戦略の構築	4 0

5) 地産地消プロジェクトの推進	
(1) 高齢者農業による地産地消の推進	4 1
(2) 学農連携による地産地消の推進	4 1
6) 農商工観の連携による6次産業化の推進	4 2
7) 重点施策に取り組む体制づくりの強化	
(1) 豊後大野市農業振興協議会の取組強化	4 3
(2) 豊後大野市営農普及支援ネットワーク協議会の取組強化	4 4
III 振興目標	4 5

【巻末資料】

- 第3次農業振興計画体系図
- 農業に関するアンケート調査結果
- 農業振興協議会の組織図
- 農政の動き
- 用語の解説

はじめに



豊後大野市が誕生し、10年の節目を迎えることができました。

近年、我が国の農業を取り巻く情勢は、国際化の進展に伴う輸入農畜産物の増加、農業者の高齢化、耕作放棄地の増加など、大変厳しい状況が続いています。

こうした状況の中、平成22年度に「第2次農業振興計画（H23～H27）」を策定し、「人づくり」「ものづくり」「システムづくり」を基本施策として、この振興計画に掲げたテーマ「チャンス～チェンジ～チャレンジ」のもと、振興目標の達成に向け、全力で取り組んで参りました。

「人づくり」では、多様な担い手（新規就農者・認定農業者、集落営農組織）の確保・育成を大きな柱として取り組み、特に平成23年度からインキュベーションファーム事業を展開し市外からの新規就農者の確保に努め、一定の成果を上げてきました。

また、「ものづくり」では、園芸振興として戦略4品目を中心とした「大分の野菜畑 豊後大野」の産地化・ブランド化に取り組み、大分県を代表する「夏秋ピーマン」「かんしょ（甘太くん）」「さといも」の主産地を形成することができました。

「システムづくり」では、「豊後大野市農業振興協議会」及び「豊後大野市営農普及支援ネットワーク協議会」を設立し、本市の農業振興を推進していく中心的な組織として、行政・農協・関係機関が一体となり地域農業の抱える多くの課題に取り組んできました。

しかしながら、今後とも少子・高齢化、人口減少に伴い農業の担い手の減少傾向は続くものと推測されます。また、農村集落が果たしてきた農地の保全や水源のかん養などの多面的機能の維持の低下による遊休農地や耕作放棄地の増加、さらにTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）の参加による経済や農業への影響など多くの課題に直面しています。

本市では、こうした状況に的確に対応するため、本市の農業の目標像を、新たな「人づくり」「ものづくり」「システムづくり」を基本施策とし、今日の厳しい現状を「ピンチ」と捉えるのではなく「チャンス」と捉え、『将来にわたって豊後大野市の農業が基幹産業として発展するため“農地を活かす、人を活かす農業”』を目指し第3次農業振興計画を策定しました。

農業振興計画は、本市の農業振興の指針となるもので、策定に当たって、貴重なご意見やご協力をいただきました生産者・生産者組織並びに大分県・JAなどの関係各位には、心からお礼を申し上げます。

今後は、この計画の着実な推進を図るためには、農業者・農業関係機関・団体はもとより、地域住民などによる協働の取り組みが重要となって参りますので、関係皆様の、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。

平成28年3月

豊後大野市長 橋本 祐輔

第1章 計画策定の趣旨

I 計画策定の趣旨

我が国の農業・農村は、食料の安定供給や国土・環境の保全など国民生活にとって欠くことのできない重要な役割を担っていますが、その一方で農業を支える労働力の減少や高齢化の進行などの課題に直面しています。

豊後大野市も同様な課題を抱える中、平成22年度に「第2次農業振興計画（H23～H27）」を策定し、「人づくり」「ものづくり」「システムづくり」を基本施策として、実効性のある目標を掲げ農業振興を図ってきました。

国においては、平成24年度より、地域の農業の将来展望が開ける方策として、人・農地プラン、青年就農給付金制度、農地集積対策などの政策が打ち出されました。

平成26年度からは、新たな農業・農村政策として、農業従事者の高齢化、耕作放棄地などの課題を解決するために、「農地中間管理事業の創設」「経営所得安定対策の見直し」「水田フル活用と米施策の見直し」「日本型直接支払制度の創設」など4つの改革が示されました。

また、平成25年3月には、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の交渉参加が表明され、平成26年10月には、TPP加入協議の大筋合意がなされ、11月にはTPP関連政策大綱が策定されました。

こうしたグローバル化の進展の中、平成27年3月31日に、農政の中長期ビジョンとなる、「新たな食料・農業・農村基本計画」が閣議決定され、施策の方向として食料・農業・農村施策の改革を推進、若者たちが希望を持てる「強い農業」と「美しく活力ある農村」の創出を目指すことが示されています。

一方で、若者の農村への定住志向や60代の定年後の農村への居住地としてUIJターンなどの農業・農村の価値が再認識され「田園回帰」といった新たな動きが広がってきています。

こうした背景から本市では、「人づくり」施策として、平成23年度よりインキュベーションファーム事業を展開し市外からの新たな新規就農者の確保に努め、一定の成果を上げてきました。

また、「ものづくり」では、戦略4品目を中心とした園芸振興を図るため「大分の野菜畑 豊後大野」の産地化・ブランド化に取り組み、大分県を代表する「夏秋ピーマン」「かんしょ（甘太くん）」「さといも」の主産地を形成することができました。このことは「豊後大野市農業振興協議会」並びに「豊後大野市営農普及支援ネットワーク協議会」を構成する関係機関の連携による取組の成果であると考えます。

しかし、本市の農業の現状は、販売農家数、農業就業人口、経営耕地面積とも減少傾向が続き、農業就業者の高齢化や農地の荒廃など極めて厳しい状況に直面しています。

そこで、第3次農業振興計画の策定にあたっては、こうした現状を踏まえ、第2次農業振興計画を検証し、問題・課題を整理し振興施策を掲げました。

施策の展開にあたっては、現在が大きな転換期であるとの認識に立ち、農業を豊かな生活を支える「しごと」に位置づけ、農業を変える力を育てる「攻めの産業政策」と、農地を守り、地域社会を守るための、農業を守る力を育てる「社会政策」を基本的な考え方に位置づけました。

こうした基本的な考え方のもと、新たな「人づくり」「ものづくり」「システムづくり」を基本施策とし、今日の厳しい現状を「ピンチ」と捉えるのではなく「チャンス」と捉え、将来にわたって「農地を活かす、人を活かす」農業を目指すための農業振興計画を策定しました。

II 計画の期間

平成28年度～平成32年度（5年間）

第2章 市の概要

豊後大野市は、大分県の南西部、大野川の中・上流域に位置し、東西約 22 キロメートル、南北約 31 キロメートル、総面積は、603.14 平方キロメートルであり、県土の 9.5%を占めています。およそ 9 万年前に起きた阿蘇山の大噴火で発生した大火砕流はこの地を覆い冷えて固まり、悠久の時の中で刻々と地形を変え、そこへ私たちの祖先が住み始め、豊後大野市の基となりました。

広大な面積を持つ豊後大野市は、多様な地形・地質を有しています。東部は大峠山（おおとうげやま）、佩楯山（はいだてさん）、西部は阿蘇外輪山のすそ野、北部は神角寺（じんかくじ）・鎧ヶ岳（よろいがたけ）、南部は祖母（そぼ）・傾山（かたむきやま）、三国峠（みくにとうげ）により囲まれ、盆地状をしています。起伏に富み、かつ複雑な地形を生かすとともに、大小の河川を集めて別府湾に注ぐ大野川の豊かな水資源があり、県内屈指の畑作地帯を形成しています。また、神角寺・芹川県立自然公園、祖母・傾国定公園によって囲まれており、有形、無形の地域資源に恵まれた名水・田園・観光のふるさともあります。

気候は南海型気候に属し、平地気候と山地気候のほぼ中間にあり、四季を通じておおむね温暖で、一部の山岳地帯を除いては、平坦地の平均気温は 15～16℃と極めて農耕に適しており、古くから農業を基幹産業として発展してきました。

農業生産では古くからその立地条件を生かした水稻、葉たばこ、かんしょ、畜産等の生産が取り組まれてきましたが、近年は、経営の高度化を図るために、施設を利用したピーマンやスイートピー等の園芸や肉用牛の多頭化が進んでいます。また、水稻・麦・大豆の土地利用型作物は集落営農の組織化が進み、集落ぐるみで低コストの農業が展開されています。

豊後大野市の人口推移をみると、1955 年の 79,101 人から漸次減少し、2010 年には 39,452 人と 4 万人を割り込み、1955 年と比べ半減しています。一方、世帯数をみると、1955 年の 14,605 戸から増減を繰り返しながらも、2010 年に 15,158 戸と過去最高の戸数となりました。

交通アクセスは、市内に国道 5 路線、県道 19 路線が主要道路として整備されています。また、大分県と熊本県を結ぶ J R 豊肥本線や現在整備されている中九州高規格道路が重要な交通アクセスとなっています。また市内には、県央空港が設置され、県内の防災拠点基地として、また遊覧飛行等の観光資源としても活用されています。



第3章 農業の現状と課題

I 農業の現状

1) 農家数の動向

農家数の推移

区分	2000年			2005年			2010年			2015年 速報値		
	戸	割合(%)		戸	割合(%)		戸	割合(%)		戸	割合(%)	
総農家数	5,383	100		4,928	100		4,396	100		3,695	100.00	
販売農家数	4,314	80	100	3,702	75	100	3,107	71	100	2,547	69	100
専業	1,387		32	1,322		36	1,308		42	1,146		45
第1種兼業	500		12	443		12	289		9	206		8
第2種兼業	2,427		56	1,937		52	1,510		49	1,195		47
自給的農家	1,069	20		1,226	25		1,289	29		1,148	31	

※農林業センサスより

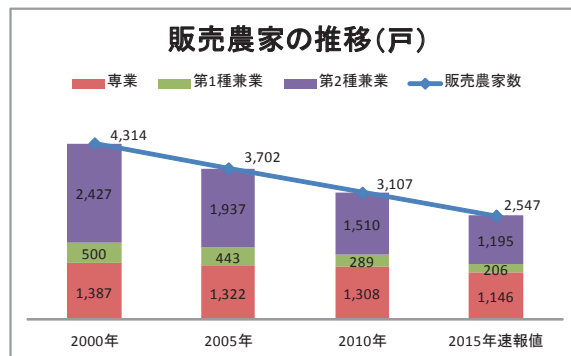
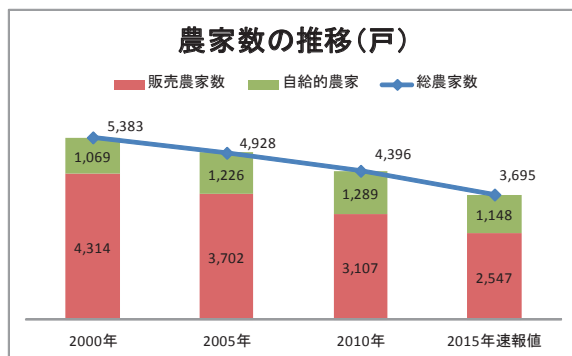
2015速報値の数値は概数値のため、今後変更がありうることにご注意ください。

(1) 世帯員数と農家数

2010年(平成22年)における豊後大野市の総農家数は4,396戸で、豊後大野市の世帯員数15,158戸に占める割合は、約3割となっています。また、総農家数に占める販売農家3,107戸の割合は71%で、自給的農家数1,289戸の割合は29%となっています。

① 農家数の動向

2015年(平成27年)の総農家数は3,695戸で、農家数の動向は、2000年(平成12年)から2005年(平成17年)の5年間で455戸(8%)の減、2005年(平成17年)から2010年(平成22年)の5年間で532戸(11%)が減少し、2010年(平成22年)から2015年(平成27年)の5年間で701戸(16%)が減少しています。農家減少数と、減少率ともに年々増加傾向にあります。



(2) 販売農家数及び自給的農家数

2015年(平成27年)の総農家数3,695戸に占める販売農家2,547戸の割合は69%で、自給的農家1,148戸の割合は31%となっています。2000年(平成12年)では販売農家数は80%、自給的農家数は20%であったことから、販売農家数の割合は年々減少し、反対に自給的農家数の割合が増加傾向にあります。

① 販売農家数

2015年(平成27年)の販売農家数は2,547戸で、販売農家数の動向は、2005年(平成17年)から2010年(平成22年)の5年間で595戸(16%)が減少し、2010年(平成22年)は3,107戸から2015年(平成27年)の5年間で560戸(18%)が減少しています。さらに販売農家数の減少傾向は続くと推測されます。

②自給的農家数

自給的農家数の動向は、2000年(平成12年)から2005年の5年間で、157戸(15%)が増加し、2005年(平成17年)から2010年(平成22年)の5年間では、63戸(5%)の増と増加傾向にありました。しかし、2010年(平成22年)から2015年(平成27年)の5年間では、1,289戸から1,148戸で141戸(11%)の減と減少傾向に転じました。

③販売農家数に占める専業農家数、第1種兼業農家数、第2種兼業農家数

2015年(平成27年)の専業農家数、第1種兼業農家数、第2種兼業農家数は2010年と比べて、専業農家数162戸(12%)、第1種兼業農家数83戸(29%)、第2種兼業農家数315戸(21%)と全部減少しています。特に第1種兼業が約29%、第2種兼業が約21%と大幅に減少しています。

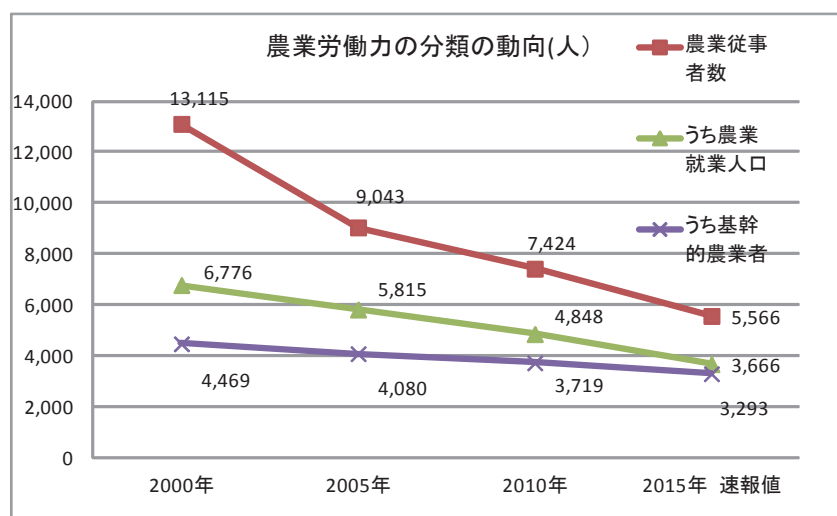
2) 農家人口の動向

農業労働力の分類による動向

区分	2000年		2005年		2010年		2015年 速報値	
	人	割合(%)	人	割合(%)	人	割合(%)	人	割合(%)
農業従事者数	13,115	100	9,043	100	7,424	100	5,566	100
うち農業就業人口	6,776	52	5,815	64	4,848	65	3,666	66
うち基幹的農業者	4,469	66	4,080	70	3,719	77	3,293	90

※農林業センサスより

2015速報値の数値は概数値のため、今後変更がありうることにご注意ください。



(1) 豊後大野市の人口と農家人口

2010年(平成22年)における豊後大野市の農業従事者数は7,424人で、2010年(平成22年)における豊後大野市の人口39,452人に占める割合は、約19%となっています。農業従事者数7,424人のうち、農業就業人口の割合は65%で、さらに農業就業人口のうち基幹的農業者数の割合は、77%となっています。

(2) 農業従事者数

2015年(平成27年)の農業従事者数は5,566人で、農業従事者数の動向は、2000年(平成12年)から2005年(平成17年)の5年間で4,072人(31%)の減、2005年(平成17年)から2010年(平成22年)の5年間で1,619人(18%)の減、2010年(平成22年)から2015年(平成27年)の5年間で1,858人(25%)と大幅に減少しています。

(3) 農業就業人口と基幹的農業者数

農業就業人口は2015年(平成27年)3,666人で、農業就業人口の動向は、2010年(平成22年)4,848人と比べて1,182人(24%)と大幅に減少し、2000年から減少傾向が続いています。基幹的農業者数は2015年(平成27年)の3,293人で、基幹的農業者数の動向は、2010年(平成22年)3,719人と比べて426人(11%)減少し、農業就業人口とともに減少傾向が続いています。

(4) 販売農家における「農業就業人口」の推計結果

販売農家における「農業就業人口」の推計結果 (コーホート定率法: 基準年2010年) (人)										
		計	39以下	40～49	50～59	60～64	65～69	70～74	75歳以上	65歳以上
実績値	2005年	5,815	255	259	701	615	1,100	1,337	1,548	3,985
	2010年	4,848	197	121	533	594	666	946	1,791	3,403
推計値	2015年	3,984	150	86	312	506	657	575	1,698	2,930
	2020年	3,223	105	84	145	333	572	573	1,411	2,556
	2025年	2,504	64	78	97	151	376	504	1,234	2,114
	2030年	1,858	40	61	99	72	171	331	1,084	1,586
	2035年	1,351	28	34	93	81	80	151	884	1,115
										高齢化率
										68.5%
										70.2%
										73.5%
										79.3%
										84.4%
										85.4%
										82.5%

※農林業センサスより

2015速報値の数値は概数値のため、今後変更がありうることにご注意ください。

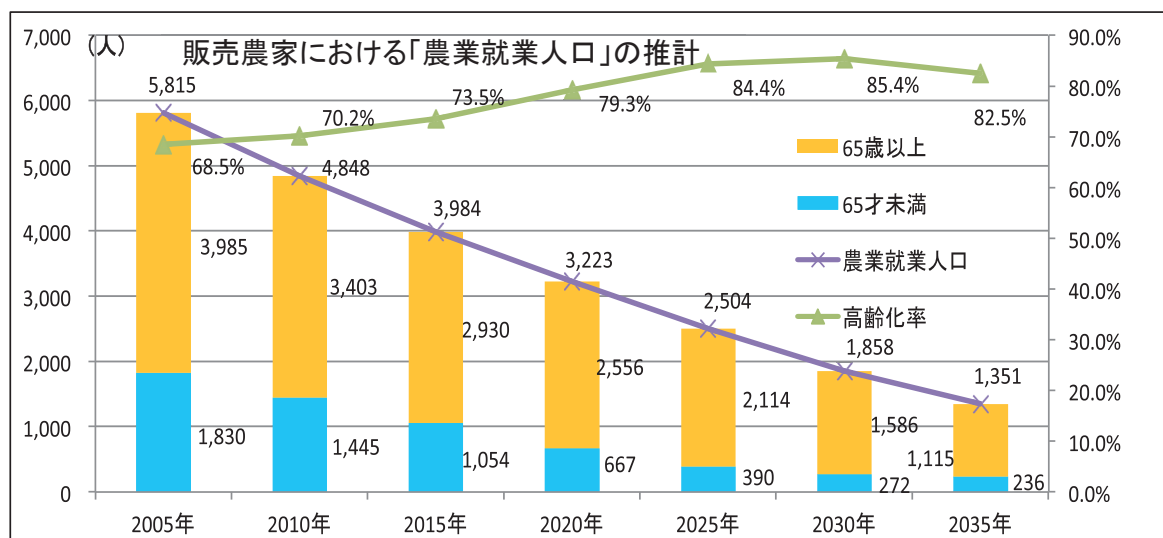
①農業就業人口の今後の推移

2010年(平成22年)を基準に農業就業人口を推計すると、2010年(平成22年)4,848人に対し、2015年は864人減少し3,984人と推測されています。2015年(平成27年)から5年後の2020年(平成32年)は、761人減少し3,223人、10年後の2025年(平成37年)には2,504人、さらに20年後の2035年(平成47年)では1,351人と推測されています。

2015年(平成27年)農林業センサス速報値では、農業就業人口は3,666人となっていることから、この推計より減少傾向が大きくなると推測され、本市農業の存続が危惧される状況にあります。

②農業就業人口の今後の高齢化の動向

就業人口の高齢化の状況を推計すると、2010年(平成22年)3,403人高齢化率70.2%に対し2015年(平成27年)は2,930人の73.5%(2015年農林業センサス速報値73.7%)と推測されています。さらに5年後の2020年(平成32年)には79.3%、10年後の2025年(平成37年)には84.4%と増加傾向にありますが、2030年を境に20年後の2035年(平成47年)では、82.5%と減少傾向に転じます。65才未満の農業就業人口については、年々激減が予想され、農業就業構造の弱体化が危惧されます。

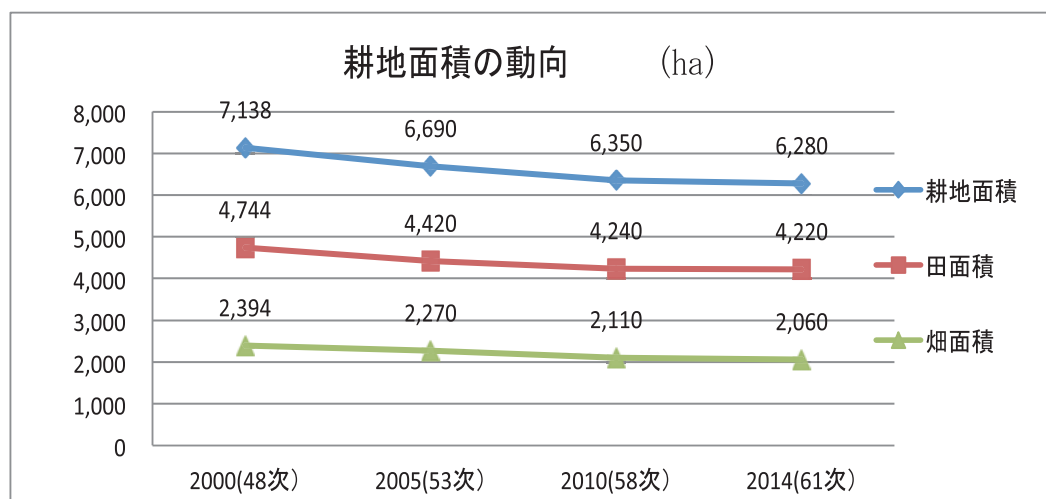


3) 耕地面積と耕地の利用の動向

耕地面積の動向

区分	2000年(第48次)		2005年(第53次)		2010年(第58次)		2014年(第61次)	
	ha	割合(%)	ha	割合(%)	ha	割合(%)	ha	割合(%)
耕地面積	7,138	100	6,690	100	6,350	100	6,280	100
田面積	4,744	66	4,420	66	4,240	67	4,220	67
畑面積	2,394	34	2,270	34	2,110	33	2,060	33

※農林水産統計



(1) 耕地面積

2014年(平成26年)の水田4,220haと畑地2,060haの割合は67対33で、水田と畑地がバランスよく配置され、豊後大野市の耕地の特徴となっています。

2014年の耕地面積は、6,280haで、2010年(平成22年)の耕地面積6,350haと比べると70ha(1.1%)の減少、2005年の耕地面積6,690haと比べると410ha減少しています。

2014年(平成26年)の水田面積は、4,220haで、2010年の水田面積4,240haと比べると20ha(0.5%)の減少、2005年の水田面積4,420haと比べると200ha減少しています。2014年(平成26年)の畑地面積は、2,060haで、2010年より50ha(2.4%)の減少、2005年(平成17年)の畑地面積と比べると210ha減少しています。

今後とも農業従事者、農業就業人口等の担い手の減少により、水田、畑地面積は今後とも減少傾向が続くものと推測されます。

(2) 販売農家の経営耕地面積

販売農家の経営耕地面積の動向

区分	2000年		2005年		2010年	
	ha	割合(%)	ha	割合(%)	ha	割合(%)
a.販売農家経営耕地面積	5,096	100	4,558	100	4,154	100
田面積	3,426	67	3,170	70	2,868	69
畑面積	1,421	28	1,185	26	1,125	27
樹園地面積	249	5	203	4	161	4
b.販売農家数(戸)	4,314		3,702		3,107	
平均経営耕地面積(a/b)	1.18		1.23		1.34	
c.作付面積合計 及び土地利用率(c/a×100)	3,726	73	3,275	72	3,523	85
d.耕作放棄地面積及び 経営耕地面積に占める割合(d/a×100)	465	9	731	16	771	19

※農林業センサスより

2015速報値の数値は概数値のため、今後変更がありうることにご注意ください。

①販売農家経営耕地面積

2010年(平成22年)の販売農家の経営耕地面積は4,154haで、2005年(平成17年)より404ha(8.9%)の減少、2000年(平成12年)より942ha(18.5%)の減少と年々減少傾向となっています。2010年(平成22年)の水田面積は2,868haで、2005年(平成17年)より302haの減少、2000年(平成12年)からは558haの減少と減少傾向は続いています。2010年(平成22年)の畑面積は1,125haで、2005年(平成17年)より60ha(5%)の減少、2000年(平成12年)より296haの減少と水田と同様に減少傾向は続いています。

今後も農業従事者、農業就業人口等の担い手の減少により販売農家経営耕地面積は減少するものと予想されます。

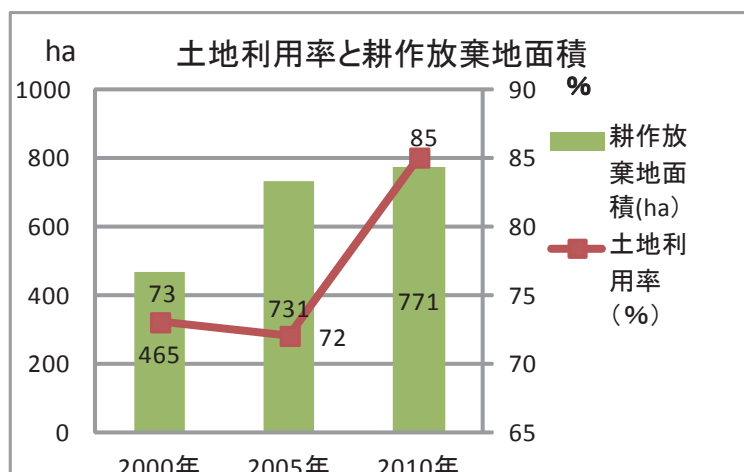
②販売農家1戸あたりの経営耕地面積と耕地の利用率

本市は、農業従事者及び農業就業人口が減少する中、販売農家1戸あたりの平均経営耕地面積は、2010年(平成22年)で1.34haと増加傾向にあります。

また、土地の利用率については、2000年(平成12年)と2005年(平成17年)との比較では低下しています。2005年から2010年(平成22年)は85%に向上しています。これは、高性能機械の普及及び集落営農組織の土地の集約化の成果によるものと思われませんが、県平均土地利用91.5%から比べると低い利用率となっています。

これは畑地の利用率の低さが要因と思われます。

耕作放棄地については、農業労働力の減少及び高齢化などの主な要因により、特に条件不利地等の耕作放棄地化が進んでいると思われます。



③経営規模別経営体数の状況

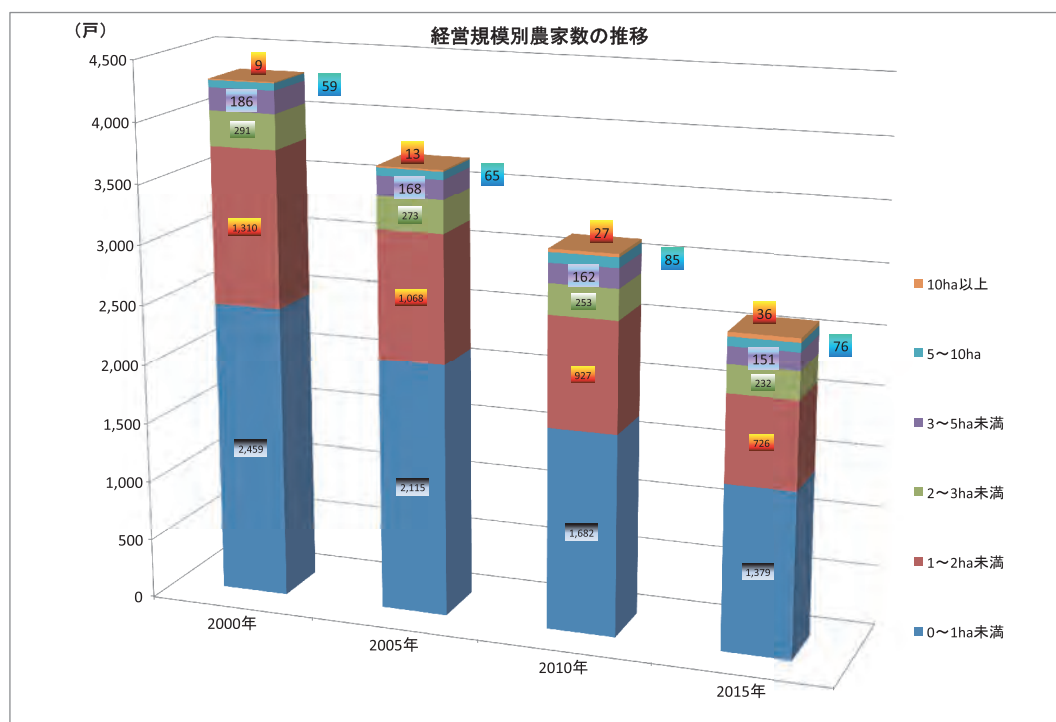
区分	0～1ha未満		1～2ha未満		2～3ha未満		3～5ha未満		5～10ha		10ha以上		合計 戸
	戸	割合(%)	戸	割合(%)	戸	割合(%)	戸	割合(%)	戸	割合(%)	戸	割合(%)	
2000年	2,459	57.0	1,310	30.4	291	6.7	186	4.3	59	1.4	9	0.2	4,314
2005年	2,115	57.1	1,068	28.8	273	7.4	168	4.5	65	1.8	13	0.4	3,702
2010年	1,682	53.6	927	29.5	253	8.1	162	5.2	85	2.7	27	0.9	3,136
2015年	1,379	53.1	726	27.9	232	8.9	151	5.8	76	2.9	36	1.4	2,600

※農林業センサスより

2015速報値の数値は概数値のため、今後変更がありうることにご注意ください。

経営規模別経営体数は3haを分岐点に、3ha未満の販売農家に占める割合が年々減少傾向にある中、3ha以上の販売農家に占める割合が増加傾向にあります。特に近年、10ha以上の経営体が、増加傾向にあり、2015年(平成27年)では36経営体となっています。

このことは、水田農業の担い手の高齢化等にもない、農地の有効利用と生産性の向上を目指した大規模農家や集落営農法人などの農地の集約化が進んでいることが要因と推測できます。平成26年度末現在、組織数は71で、そのうち、集落営農法人は33法人となっています。



4) 農畜産物の生産状況

(1) 農産物の生産状況

農産物の生産状況については、2015年(平成27年)の作付面積は2,941haで作付面積の多いものから、稲1,774ha、麦類342ha、野菜類320ha、豆類153ha、果樹101haとなっています。特に工芸作物については、2005年(平成17年)には3番目に作付けされていましたが、平成23年度の葉たばこの廃作奨励により7番目まで大幅減少しています。

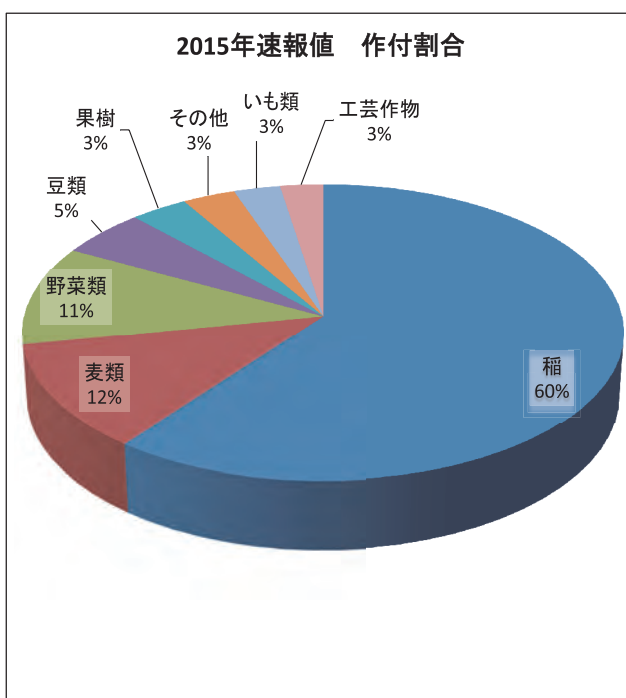
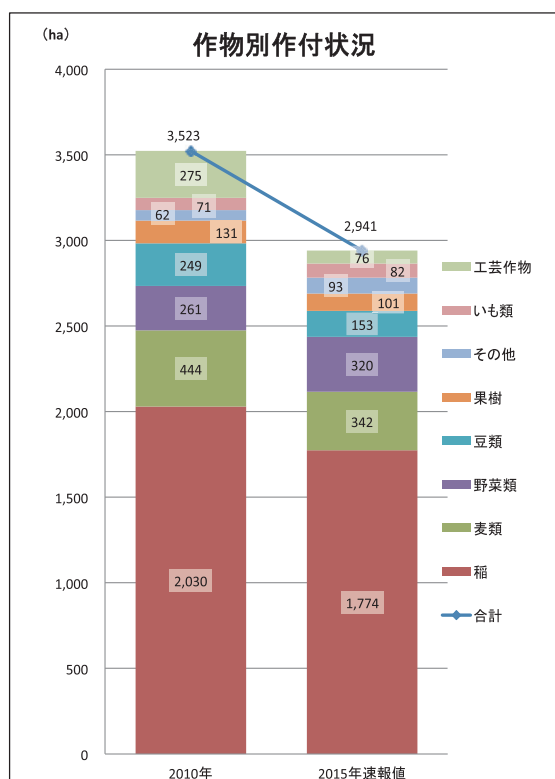
生産状況の顕著な動向としては、稲の栽培面積が2000年と2015年を比較し460ha減少しています。このことは生産調整による麦・大豆・飼料用米などへの転換と、高齢化による面積の減少によるものと考えられます。次に野菜については、2000年と2015年を比較し46haが増加しています。この要因としては、新規就農者や企業参入による新規栽培面積の増と葉たばこ廃作による野菜への転換などが考えられます

販売目的の作物の類別作付面積及び農家数

種目	2000年		2005年		2010年		2015年速報値	
	農家数(戸)	面積(ha)	農家数(戸)	面積(ha)	農家数(戸)	面積(ha)	農家数(戸)	面積(ha)
稲	3,728	2,234	2,913	2,066	2,598	2,030	2,268	1,774
麦類	294	248	294	300	190	444	111	342
雑穀	83	17	63	15	31	16	25	9
いも類	471	92	260	58	252	71	185	82
豆類	760	151	339	113	331	249	174	153
工芸作物	307	448	238	353	174	275	59	76
野菜類	957	274	715	226	783	261	688	320
花き類・花木	71	19	47	3	32	10	61	22
種苗・苗木類	23	8	19	2				
その他の作物	97	71	50	15	44	36	68	62
果樹	705	164	445	124	418	131	295	101
合計	7,496	3,726	5,383	3,275	4,853	3,523	3,934	2,941

※農林業センサスより

2015速報値の数値は概数値のため、今後変更がありうることにご注意ください。



(2) 主要家畜の種類別飼養戸数及び飼養頭羽数の状況

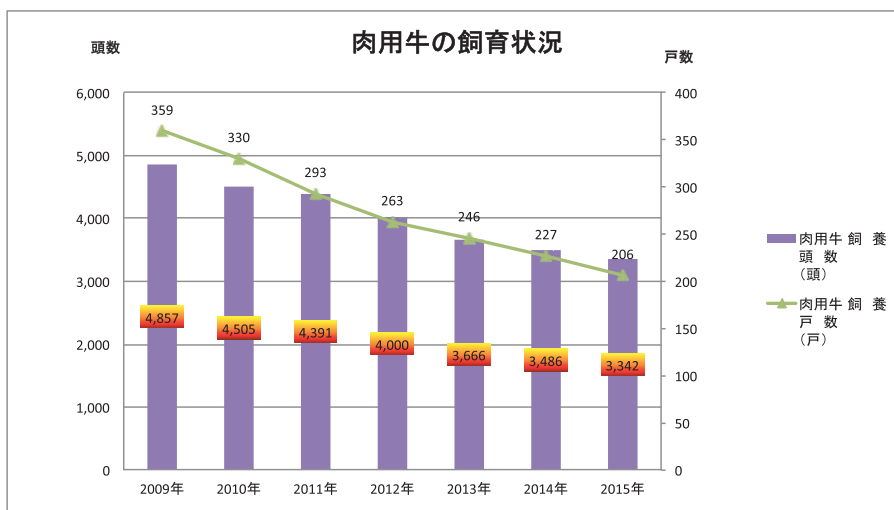
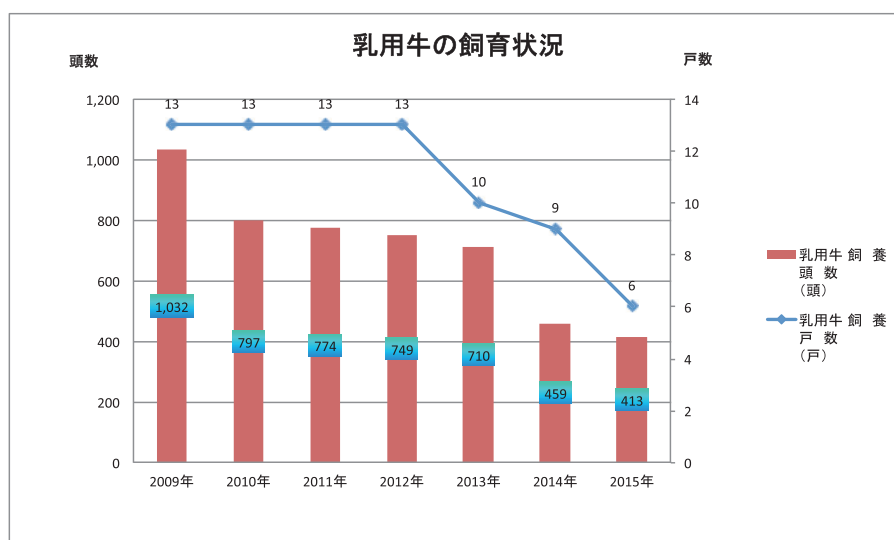
平成27年2月1日現在(単位:戸、頭、千羽)

年次	乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏		肉用鶏	
	飼養戸数(戸)	飼養頭数(頭)	飼養戸数(戸)	飼養頭数(頭)	飼養戸数(戸)	飼養頭数(頭)	飼養戸数(戸)	飼養頭数(千羽)	飼養戸数(戸)	飼養頭数(千羽)
2009年	13	1,032	359	4,857	5	7,902	4	90	3	128
2010年	13	797	330	4,505	5	7,276	4	90	3	119
2011年	13	774	293	4,391	5	6,770	8	91	8	133
2012年	13	749	263	4,000	5	6,788	6	97	8	133
2013年	10	710	246	3,666	5	6,593	8	93	7	133
2014年	9	459	227	3,486	5	5,272	8	93	7	133
2015年	6	413	206	3,342	5	5,858	8	92	7	133

※ 肉用牛:市調べ、乳用牛:大分県酪調べ、豚・鶏(100羽以上):家保調べ

乳用牛については、2010年(平成22年)の飼育戸数13戸から2015年(平成27年)には、約半減し6戸となっており、飼育頭数も約4割の413頭となっています。肉用牛については、2010年の飼育戸数330戸から2015年(平成27年)には、約4割減の206戸となっており、飼育頭数も約3割減の3,342頭となっています。

乳用牛及び肉用牛の生産状況は、高齢化に伴う担い手不足及び粗飼料の高騰により、飼育戸数、飼育頭数とも減少傾向は続くと推測されます。一方、豚、採卵鶏、肉用鶏の生産状況は、飼育戸数、飼育頭数ともほぼ横ばいで推移しています。



Ⅱ 農業の課題

1) これまでの取組

本市の農業の現状は、少子・高齢化、過疎化による人口減少の到来により、農業の活力のバロメーターとなる農業就業人口の動向は、2010年農林業センサスでは4,848人、2015年農林業センサス（速報値）では3,666人と1,182人の減少となっており、減少率にして24.4%で、2005年と2010年の比較での減少率16.6%に比べると、非常に高くなっています。

こうした本市の農業の現状から、第2次農業振興計画では農業構造の再編を最重要課題とし、計画の体系の柱に「人づくり」「ものづくり」「システムづくり」を掲げ、「人づくり」では多様な担い手の育成・確保に取り組み、「ものづくり」では産地収益力向上を目指した産地化及びブランド化の取り組み、「システムづくり」では「人づくり」と「ものづくり」を有効的につなぐ仕組みづくりを施策の展開方向とし、各種事業に取り組みました。



まず、人づくりの取組では、主要課題として「担い手の確保・育成」及び「農用地の確保と有効利用」を掲げ、担い手の確保・育成では、多様な担い手の確保・育成を図ることを目的とし、特に新規就農者の確保・育成対策では、本市独自の新規就農者育成システムとして「新規就農者技術習得研修施設（インキュベーションファーム）」を設け、新規就農者の確保・育成に努めました。

次に、ものづくりの取組では、確かなものづくりに向けた取組として、地域特性を生かした産地化と「豊後大野ブランド」の確立を図るため、園芸振興では本市の主要品目である「夏秋ピーマン」「白ねぎ」「かんしょ」「さといも」を戦略品目として、「夏秋なす」「ゴーヤ」「水田ごぼう」「アスパラガス」「いちご」「にんにく」を重点品目として位置づけ、高品質・安定生産に向けた施設化の推進、さらには優良品種の導入と品質向上に向けた技術の普及を図り、産地収益力向上に努めました。

次に、システムづくりの取組として、「人づくり」と「ものづくり」を一体的かつ効果的に実施するための仕組みづくりに取り組みました。そこで、営農普及指導の強化と体制の確立を図るための組織づくりとして、営農普及に関わる関係機関（市、JA、県豊肥振興局、県農林水産研究指導センター、県農業大学校）による「営農普及支援ネットワーク協議会」を設置しました。こうした連携システムが構築されたことにより、関係機関の情報の共有化はもとより、行政及びJA、そして生産者が三位一体となった取組体制が確立されました。

また、本市は平成19年4月に農家の利便性の向上を図るため、ワンストップサービスを行うための「豊後大野市農業振興センター」を設立しました。その後、平成25年3月に、農業振興センターに代わる新たなネットワーク組織として「豊後大野市農業振興協議会」を設立し、本市の農業振興に関わる関係機関が連携・協調・協同のもと、本市の農業振興に関わる様々な課題解決に向けた取組を図る体制強化に努めました。

2) 今後の課題

第2次農業振興計画では、農業構造の再編を最重要課題として位置づけ、新たな農業構造の確立に向けた取組として、担い手の確保・育成対策及び農用地の確保と有効利用に係る対策を重点課題とし各種施策を推進しました。しかしながら、農林業センサスの結果を見ると、農家数や農業就業人口は減少の一途を辿っており、農業生産と農村社会の構造的変化は顕著になっています。

こうした動向は、本市のみならず全国的な現象となっており、引き続きこうした動向は続くものと考えられます。

したがって、今後の農業振興のあり方を考えたとき、まず担い手をどのように捉え、また農業生産に基づく収益力をどのように高めるかという方策を考えなければなりません。すなわち、一経営体の所得目標や農業経営の規模、そして農業経営のタイプや土地利用のあり方などを一体的かつ総合的に考える必要があり、また、こうした考え方に基づいた構造改革に引き続き取り組む必要があります。

(1) 多様な担い手確保対策の取組

今後も担い手の減少が進むものと推測される中、本市の農業を支える担い手の確保・育成は急務であり、喫緊の課題であることには間違いありません。

そこで、本市の担い手の核となる認定農業者の動向を見てみると、全体的な数では平成17年度をピークに485人から68人減少し平成26年度末で417人となっています。その内訳としては、個別農業経営は354名で、集落営農法人は33団体、その他株式会社等が30団体となっています。この5年間の傾向としては、個別農業経営は減少していますが、集落営農法人や株式会社等による農業参加が増えています。また、インキュベーションファーム等による新規就農者も増えており、39歳以下の認定農業者の割合は、平成22年度末で4.2%であったものが、平成26年度末では約10%までに伸びています。こうした状況を見たとき、今後の担い手対策のあり方としては多様な担い手確保が必要かつ重要であることが分かります。

これまで、新規就農者の確保・育成や企業参加について大分県と連携し支援に努めてきましたが、加えて今後は、既存の認定農業者やその後継者に視点を当てた支援のあり方が重要となります。さらに、2015年農林業センサス（速報値）での農業就業人口（3,666人）に占める認定農業者（417人）の割合はわずか11.4%であること、また農業就業人口の平均年齢が73.7歳であることから、認定農業者以外の農業者の高齢者対策も喫緊の課題となります。そこで、定年就農やUターン帰農者を含めた対策に取り組む必要があります。そこで、以下のことを重点の柱とした課題について取り組む必要があります。

- ①インキュベーションファームを中心とした新規就農者の確保・育成
- ②所得の向上と経営規模の拡大を目指した企業的農業者の育成
- ③親元就農及びUターンによる農業後継者の確保・育成
- ④集落営農組織の確保・育成
- ⑤高齢者の就農支援
- ⑥企業の農業参加支援

(2) 収益力向上を目指した産地化・ブランド化の取組

本市の農業産出額のこれまでの推移を見たとき、2000年（平成12年）が1,320千万円で、2006年（平成18年）では1,068千万円となり、252千万円（19.1%）の大幅な減少となっています。こうした動向の背景には、農業者の高齢化とリタイアによる農業生産性及び産地収益力の低下があると考えられます。こうした農業構造をどのように改善し、生産性や産地収益力を高め、農家1戸当

たりの所得向上を図るかが重要な課題となります。

そこで、これまで取り組んできたことは、まず施設集約型の品目として夏秋ピーマンを、新規就農者の栽培品目として、また葉たばこ廃作後の新たな転換品目として、さらに高齢者のための軽労働化対策として推進し、ハウス施設の導入を図るとともに栽培技術の普及指導に努めてきました。次に、土地利用型の品目として、白ねぎ、かんしょ、さといもを中心に、高品質、安定生産に向けた技術指導や選果体制の整備等を行ってきました。こうした取組により、栽培面積、生産額ともに拡大し、産地化については一定の成果を上げることができましたが、ブランド力の向上に向けての取組は十分ではありません。今後は、さらに産地の維持拡大とブランド力の向上を図るための取組を強化しなければなりません。

また一方、2015 年農林業センサス（速報値）での農産物販売金額 1 位の部門別経営体数で、稲作経営が 66.3%を占めており、このことから水田農業の構造改革も重要課題であり、水田の畑地化も含めた収益力向上対策が必要です。そこで、産地収益力向上を目指した産地化及びブランド化を図る取組を目的として、以下のことを主要課題として取り組む必要があります。

- ①「大分の野菜畑 豊後大野」ブランドの確立
- ②農地の集積・集約化による土地利用型作物の推進と省力機械化一貫体系の導入
- ③遊休農地の拡大防止と有効利用による輪作体系の導入
- ④販路拡大に向けた流通販売戦略の推進
- ⑤高齢者農業と地産地消の推進
- ⑥環境保全型農業の推進
- ⑦耕畜連携による畜産振興と新たな畜産経営の推進

(3) 連携体制の強化と新たなシステムづくり

ア 担い手対策と農地対策の一体的取組

農村社会の構造的課題である少子・高齢化は、一朝一夕に克服できるものではありません。しかし、これからの農業振興のあり方としては、農家数の減少や農業就業人口の減少による農業構造の変化を、ピンチと捉えるのではなくチャンスと捉え、新たな農業振興に向けた構造改革にチャレンジすることが重要です。この場合、人と農地の問題をどのように捉え解決するかということが最も重要となります。

こうした考え方に基づく構造改革の必要性については、農林業センサスから見た担い手の現状と土地利用の現状から認識することができます。2015 年の農林業センサス（速報値）では、まず農業就業人口での 65 歳以上の高齢化率は 73.7%で前回（70.2%）より 3.5%高く、次に経営耕地面積の規模別経営体数の割合では 1.0ha 未満が 53.1%で、10.0ha 以上がわずかに 1.4%となっています。次に、農産物販売金額 1 位の部門別経営体数では稲作が 66.3%、露地野菜が 8.0%、肉用牛が 6.2%、施設野菜が 4.7%となっています。こうした状況をどのように捉え、どのような農業構造の再編に取り組むかという目標を掲げ、取組を推進しなければなりません。

そこで、「担い手対策」と「農地対策」を一体的に進めるための仕組みづくりとして、人と農地の情報を一元化した土地利用調整システムを構築しなければなりません。このことについては、平成 25 年度に設置した「産地収益力向上を目指した土地利用のあり方検討会議」の結果を踏まえ新たな推進会議を設け、以下のことに取り組むこととします。

- ①官民協同による土地利用調整システムの構築
- ②農業者と普及機関を繋ぐ農業情報ネットワークの構築

イ 確かなものづくりに向けた営農普及指導体制の充実強化

産地収益力向上を目指した産地化・ブランド化に向けては、消費者が求める安心・安全で品質の高い確かなものづくりに努めなければなりません。そこで、平成 22 年度に設置した「豊後大野市営農普及支援ネットワーク協議会」を構成する関係機関の連携を強化し、営農普及指導体制の充実に努めます。さらに、栽培技術の普及指導と高位平準化に向けた取組を円滑かつ効果的に実施するため、生産部会組織等の支援・協力を得て、農業者をキャリア人材（指導者）として育成し、現地指導体制の強化に努めます。

- ①キャリア人材の育成確保と現地指導体制の強化
- ②戦略品目産地化プロジェクトの推進

ウ ブランド化及び販路拡大の強化

これまで、本市では産地収益力向上を目指し、地域性を生かした産地化と豊後大野ブランドの確立に向けた取組を推進してきました。園芸主要戦略 4 品目については、大分県の主力産地を形成することができました。今後は、ブランド化に向けた取組をさらに強化するため、本市の地域資源を生かしたブランド力の向上に努める必要があります。

そこで、まずブランド化の取組として、「モノのブランド化」を図るための直接的な付加価値として、産地への信頼を高めるための安全・安心で品質の高い農産物の生産に努める必要があります。次に、「地域イメージのブランド化」を図るため、「モノ」に対する間接的な付加価値として、地域資源を生かした取組が必要です。そこで、「大分の野菜畑 豊後大野」をキャッチフレーズとして、本市の観光資源を生かしたイメージと知名度の向上を図る取組や地産地消の取組を拡大する必要があります。

- ①農商工観の連携による地域ブランドの確立
- ②地産地消の推進による道の駅ネットワークの販路拡大
- ③地域認証制度の活用によるブランド力の向上

第4章 農業振興施策

I 基本目標と基本施策

1) 基本的な考え方

(1) 産業政策としての考え方

本市の基幹産業が農業であることから、豊かな生活を支える産業政策として、農業を持続し振興を図ります。そこで、豊かな生活を支える「しごと」として農業が位置づけられる農業振興策、すなわち将来に向けた効率的かつ安定的な農業経営を図るための構造改革に取り組み、地域農業の再生を図ります。こうした「農業を変える力」を育てる施策を推進します。

(2) 社会政策としての考え方

本市は、条件不利地域の農地が大半を占める中山間地域であり、少子・高齢化、担い手不足により、生産基盤の弱体化とともに農業の衰退が進み、地域の持続可能性も危惧されています。こうしたことから、農地を守ることはもとより、地域社会を守り、地域の持続的発展につなげるための取組として、集落営農組織の育成、日本型直接支払制度や環境保全型農業の推進を図ります。こうした「農業を守る力」を育てる施策を推進します。

2) 基本目標

(1) 担い手対策に基づく構造改革の推進

農業者の高齢化と現役からのリタイアにより農業構造は大きく変化しています。こうした現状の中で、将来の地域農業を支えるためには多様な担い手を確保・育成する必要があります。そこで、新規就農者の確保・育成については、インキュベーションファーム事業の充実に努めます。次に、農業就業人口に占める認定農業者の割合はわずか11.4%であることから、認定農業者の確保はもとより農業経営の規模拡大による企業的農業者の育成、さらに親元就農による後継者確保対策を重点の柱として産地収益力の向上を目指した農業構造の再編と農業生産基盤の強化に努めます。また、中高年層を対象にした定年退職者やUターンによる帰農者の就農支援に取り組みます。さらに、企業の農業参入については、遊休農地の拡大防止と産地収益力の向上を図る上で有効であり、本市の「企業的農業経営体（企業等）の農業参入に向けた基本方針」に基づき推進を図ります。

(2) 農業生産の構造改革の推進

第2次農業振興計画では、園芸振興アクションプランを策定し、産地収益力の向上を目指した取組として、耕畜連携による環境保全型農業の推進、優良品種・優良種芋の導入と品質向上に向けた技術の普及、さらには機械化一貫体系による省力・低コスト化生産体制の構築を図るための取組を推進しました。また、土地利用型農業の構造改革を進めるための新たな営農体系の構築を図るため、作物団地化に向けた遊休農地の有効利用と土地利用型作物の機械化一貫体系による輪作体系の確立を図るための実証事業に取り組みました。

こうした実証事業等の検証を踏まえ、第3次農業振興計画でも産地収益力の向上を図るための構造改革を推進するため、新たな営農体系の確立に向けた取組を推進します。

(3) 農地対策に基づく構造改革の推進

新たな営農体系の構築を図るための取組として、多様な担い手の確保・育成を図るための担い手対策と農用地の確保と有効利用を図るための農地対策は重要な柱となります。

今後、急速に担い手が減少する中で、多様な担い手を確保しなければならない現状において、人と農地の関係は非常に重要になってきます。そこで、遊休農地の拡大防止と効率的土地利用を図り、規模拡大による経営体の生産性の向上を目指した農地流動化対策に取り組まなければなりません。

この構造改革にあたっては、担い手対策と農地対策を一体的に取り組むための土地利用調整システムの構築が必要となります。この取り組みにより人・農地プランの推進が円滑かつ効果的に図られると同時に、農地中間管理事業が有効に活用できることとなります。

3) 基本施策

(1) 多様な担い手の確保・育成

- ① 農業従事者の減少・高齢化が加速する一方、農業経営の改善や農業後継者の確保は不十分であり、農業構造の脆弱化が懸念されるなか、新規就農者の確保については、今後も引き続き、インキュベーションファーム事業を中心とした就農者の受入体制の整備に努めます。
- ② 高齢化による認定農業者のリタイアが進むことから、親元就農による後継者確保対策に取り組めます。
- ③ 認定農業者の経営安定に向けた取組を推進し、企業的農業者を育成します。
- ④ 集落営農の確保・育成については、地域の農地を守るとともに、経営発展に向けた取組を推進します。
- ⑤ 定年退職者やUターンによる就農を促進し、地域の担い手として育成するとともに、集落営農組織や集落営農法人等の後継者として育成します。
- ⑥ 企業の農業参入については、農業ビジネスのみの目的ではなく、地域社会との共生を必要条件とし、企業の農業参入リスクの排除に努め、遊休荒廃地の防止はもとより、地域の担い手との土地利用調整を図り、共存共栄の経営発展に資するよう受入体制については、関係機関が連携して取り組むものとしします。
- ⑦ 本市の農業には、女性農業者の果たす役割は大きく、地域農業の担い手となりうる女性農業者を支援します。

(2) 農業生産の振興

ア 水田・畑作物の生産振興

① 産地収益力向上を図るための産地形成

【推進目標】

- ・戦略品目を中心とした産地形成を図る。
- ・「大分の野菜畑 豊後大野」を地域ブランドとして確立する。

【達成に向けた取組】

- ・遊休農地の有効活用による品目の集約と効率的土地利用
- ・市場等との連携による実需者ニーズに応じた産地形成
- ・農商工観との連携による地域資源を生かした地域ブランドの確立

② 生産性の向上

【推進目標】

- ・品質の向上と単位当たり収量の拡大を図る。
- ・億産品の産地形成を図る。

【達成に向けた取組】

- ・農地の集積・集約化による規模拡大

- ・生産コストの低減に向けた省力機械化体系の導入
- ・効率的な機械・施設の利用
- ・技術の集約と高位平準化に向けた普及指導

③ 遊休農地の有効活用

【推進目標】

- ・遊休農地の拡大防止を図る。
- ・地域別・集団的土地利用の推進を図る。
- ・土づくりの推進を図る。

【達成に向けた取組】

- ・団地化（ブロックローテーション）による集団的土地利用
- ・輪作による耕種的防除体系の確立
- ・耕畜連携による土づくり

イ 農業・農村を守る畜産振興

新たな畜産振興の取組として、農業・農村を守るための地域づくり放牧推進事業の取組を進めます。

- ① 低コスト・省力化による収益拡大と畜産経営の安定化に向けた取組
- ② 耕作放棄地の再生利用と獣害防止対策の取組
- ③ 耕畜連携による農地保全の取組

ウ 安全・安心農業の推進

日本型直接支払制度に積極的に取り組み、耕作放棄地の解消と発生を防止し、優良農地を持続的に保全します。また、豊後大野市有機農業推進計画に基づき、環境保全型農業の推進、有機農業や減農薬・減化学肥料栽培の取組、さらに耕畜連携等による循環型農業の取組など、安全・安心農業の推進に取り組みます。

エ 高齢者農業と地産地消の推進

高齢者の生きがい対策として、高齢者農業を推進することは非常に重要です。これまでの取組を生かすとともに、新たな取組を取り入れ高齢者の生産活動の活性化に努めます。

そこで、高齢者に適した生産活動や安全で安心な栽培技術の推進などに取り組み、農産物直売所等への生産出荷活動の促進を図ります。また今後、地域の活性化を目的としたローカルイノベーションによる地産地消の取組や6次産業化の取組など、高齢者が持つ「知」や「技」を地域資源として生かせる官民一体となった人材育成支援に取り組む必要があります。

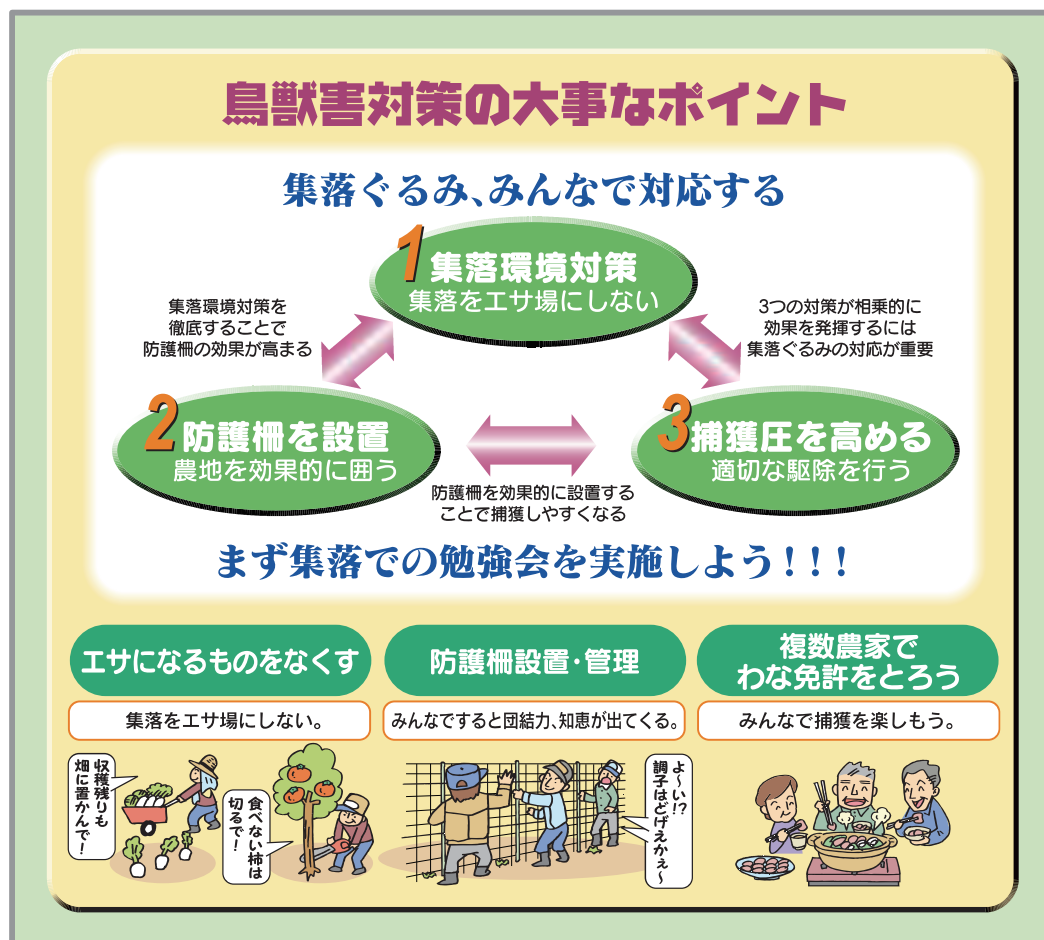
（3）構造改革を促進するための土地利用調整システムの構築

農業者の高齢化と今後急速に進むと思われる農業従事者の減少により、農業生産構造の脆弱化は益々進むこととなります。こうした農業構造の状況を改善しない限り、産地収益力の向上を図ることは困難です。そこで、以下のことに取り組むとともに、構造改革を促進するための土地利用調整システムの構築を図ることとします。

- ① 関係団体と連携し、農地の利用集積及び農地の集約化を促進します。
- ② 遊休農地の拡大防止と有効利用を図るため、農地流動化の促進と土地利用の現状調査を行い、優良農地の確保と保全を図ります。
- ③ 効率的かつ安定的な農業経営に資するための土地利用調整を図ります。

(4) 鳥獣害対策の推進

鳥獣被害の現状は年々深刻になっており、残念ながら根本的な解決策はないのが現状です。しかしながら、今後も引き続き、捕獲対策や被害防止対策、さらには集落ぐるみでの取組を積極的に推進します。



4) 農業生産目標

(1) 「経済活動別市町村内総生産額」による「新たな農業生産目標」

農林水産統計に基づく農業産出額は、いわば農業の GDP とも言われています。農業諸施策や地域振興計画などを策定する際に基礎となる資料であり、本市でも活用してきました。

第2次農業振興計画においても、計画策定年度の平成23年度の農業産出額106億8千万円(2010農林水産統計)を、5年後の平成27年度の目標農業産出額を120億円と定め、目標達成に向けて努めてきました。

平成18年までは、農林業統計(54次)による市町村レベルの農業産出額統計を作成し、公表していましたが、平成19年以降は、市町村レベルの農業産出額統計の作成を取りやめました。したがって、現在は、国及び都道府県レベルの農業産出額の統計値のみの公表となっています。

そこで、豊後大野市では「新たな農業生産額」として、これまで活用した「農業産出額」に代わる指標として「経済活動別市町村内総生産額」(注)を活用することとします。

(2) 「経済活動別市町村内総生産額」による農業生産額の状況

市町村別「経済活動別市町村内総生産額」は、その精度を高めるため2～3年遅れで公表され、現時点では2012年まで公表されています。

農業生産額の状況は、2001年の73億円から2010年(平成22年)の61億円と減少傾向にありましたが、第2次農業振興計画の策定年次の2010年の61億円と比べ、2012年では62億円と、ほぼ横ばいの傾向となっています。

	経済活動別市町村内総生産の公表額(億円)				
	2001年(H13)	2005年(H13)	2010年(H22)	2011年(H23)	2012年(H24)
豊後大野市	73	71	61	63	62

(3) 農業生産目標額

第2次農業振興計画の目標年次である2015年(平成27年)の農業生産額は、公表されていませんが、公表されている2012年(H24年)の62億円を基準に、第3次農業振興計画の目標年次の2020年(H32年)の農業生産目標額を64億円と定め、第3次農業振興計画では、各種農業施策を展開し生産目標達成に向けた取組を推進します。

農業生産目標額(億円)	
基準年	第3次目標年次
2012年(H24)	2020年(H32)
62	64

(注) 「経済活動別市町村内総生産額」とは

市町村民経済計算は、国民経済計算の基本的な考え方や仕組みに基づき、大分県県民経済計算を基本にして、県内各市町村内の1年間の経済活動によって生み出された付加価値額を「生産」、「分配」の二面から把握して、地域の経済規模、産業構造及び所得水準を計測したものです。

つまり、総生産額は、産出額から中間投入額(生産の過程の経費)を差し引いたものをいいます。

Ⅱ 重点振興施策

1 多様な担い手の確保・育成

担い手の高齢化や減少による遊休荒廃地の拡大、有害鳥獣による農林産物への被害の増大などにより、農業生産額は減少の一途をたどり地域活力の低下が進んでいます。こうした中、担い手の確保・育成を喫緊の課題と捉え、新規就農者技術習得研修施設（インキュベーションファーム）を設置し、市外からの新規就農者の確保を図ってきました。

今後も本市農業の振興を図るためには、新規就農者の確保・育成はもとより、地域農業の核となる認定農業者、集落営農法人の確保・育成、優良企業及び異業種の農業参入の推進など、多様な担い手の確保対策に努めなければなりません。

多様な担い手の確保については、新規就農者及び農業後継者の確保・育成に取り組むとともに企業の農業者の育成に取り組みます。また、集落営農法人の経営安定に向けた新たな作物の導入、雇用対策について支援します。さらに、今後も農家の減少が進むことが推測される中、遊休農地の拡大防止対策、地域の雇用対策として企業の農業参入を推進します。

1) 新規就農者の確保・育成

(1) これまでの取組と現状・課題

- ① 新規就農者の確保については、各種就農相談会に積極的に参加するとともに、大分県農業農村振興公社が実施主体となる里親制度の活用、及び平成 23 年度に設置した豊後大野市新規就農者技術習得研修施設（インキュベーションファーム）等の取組により、平成 26 年度までの 10 年間で 148 名を確保することができました。その内訳は新規参入者 92 名（62%）、新規学卒者 8 名（5%）、帰農者 48 名（33%）となっており、新規参入者が半数以上を占めています。一方、過疎・高齢化により既存の認定農業者の後継者不足が顕著になっています。こうしたことから、市外からの新規就農者に加え、子や孫等の後継者を親元就農として確保していく必要があります。

[新規就農者の確保実績]

(単位：人)

分類	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	合計
新規就農者	2	6	12	20	20	24	23	18	14	9	148
新規参入者	0	3	6	14	6	18	15	12	11	7	92
新規学卒者	1	2	0	0	1	2	0	1	0	1	8
Uターン	1	1	6	6	13	4	8	5	3	1	48

- ② 本市の新規就農者の就農にあたっては、早期に経営が安定しやすく、栽培技術が確立している西日本一の生産量を誇る夏秋ピーマンを経営の柱とする営農類型を推進してきました。さらに、経営安定を図るために夫婦や兄弟等 2 人以上での農業従事を原則としています。

今後においては、施設集約型の営農類型だけでなく、遊休農地対策や所得拡大に向けた有効な方策として、露地野菜・葉たばこなどの土地利用型作物についても、新規就農者の確保・育成システムの導入を検討することが求められています。

[新規就農者の経営類型]

(単位：人)

区分年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	合計
水 稻	0	1	1	0	1	0	0	1	0	1	5
野 菜	1	1	7	13	8	19	23	15	10	8	105
果 樹	0	0	1	1	1	2	0	0	0	0	5
花 き	1	3	0	5	1	0	0	0	3	0	13
畜 産	0	0	1	1	3	1	0	1	0	0	7
工芸作物	0	1	1	0	2	2	0	0	1	0	7
その他	0	0	1	0	4	0	0	1	0	0	6
計	2	6	12	20	20	24	23	18	14	9	148

- ③ 新規就農者の就農にあたり優良農地と住居の確保が大きな課題となっています。まず、農地の確保については、遊休農地の活用や、既存の担い手及び市外からの企業参入者も含めた土地利用調整が重要となります。また、市の定住対策を活用した住居の確保が求められています。

(2) 今後の基本方針

- ① 研修制度の充実や後継者確保事業の展開による「I J Uターン（移住ターン）」の推進
- ② 各種協議会等による就農者の研修、関係機関の連携による企業的農業者の育成
- ③ 担い手育成総合支援協議会及び就農ガイドセンターを中心とした支援活動の強化

(3) 重点施策と振興目標

- ① 新規就農者育成システムの確立と後継者対策

インキュベーションファームによる新規就農者の確保については、平成27年度までに10組20名が就農しました。今後も、市農林業振興公社と連携し研修生をサポートし、農業簿記講座や農業一般講座による研修カリキュラムの充実に努めていきます。また、栽培技術については、夏秋ピーマンの先進農家による実践指導を2年間行い、認定新規就農者の育成を目指します。さらに、就農後も地域の一員として農村生活に協調し地域活動を継続できるよう支援します。

I J Uターン（移住ターン）の推進による親元就農者対策については、後継ぎ対策・新規就農対策・担い手経営強化対策などを検討し、さらなる新規就農者の拡大に努めます。



② ネットワークによる農業経営の確立

新農業者協議会、農業後継者グループ「ZAC」への加入促進を行い、活動を通じ横断的な情報共有の取組により組織の育成・充実に努めます。

農業青年、新規就農者、女性農業者等が早期に経営確立を図れるよう農業技術及び経営管理知識等の習得に向けた「明日を拓く脳業塾」の開催や先進地研修を通じて、企業的農業者の育成を図ります。

③ 支援活動の強化

就農ガイドセンターを中心に全国就農フェアへの参加、大分県が主催する就農相談会や、ふるさと回帰支援センターの「おおいた暮らし相談窓口」相談員との連携を図り、新規就農者確保の取組活動を強化します。

また、市内の空き家情報を積極的に収集し、定住施策と合わせて取り組みます。

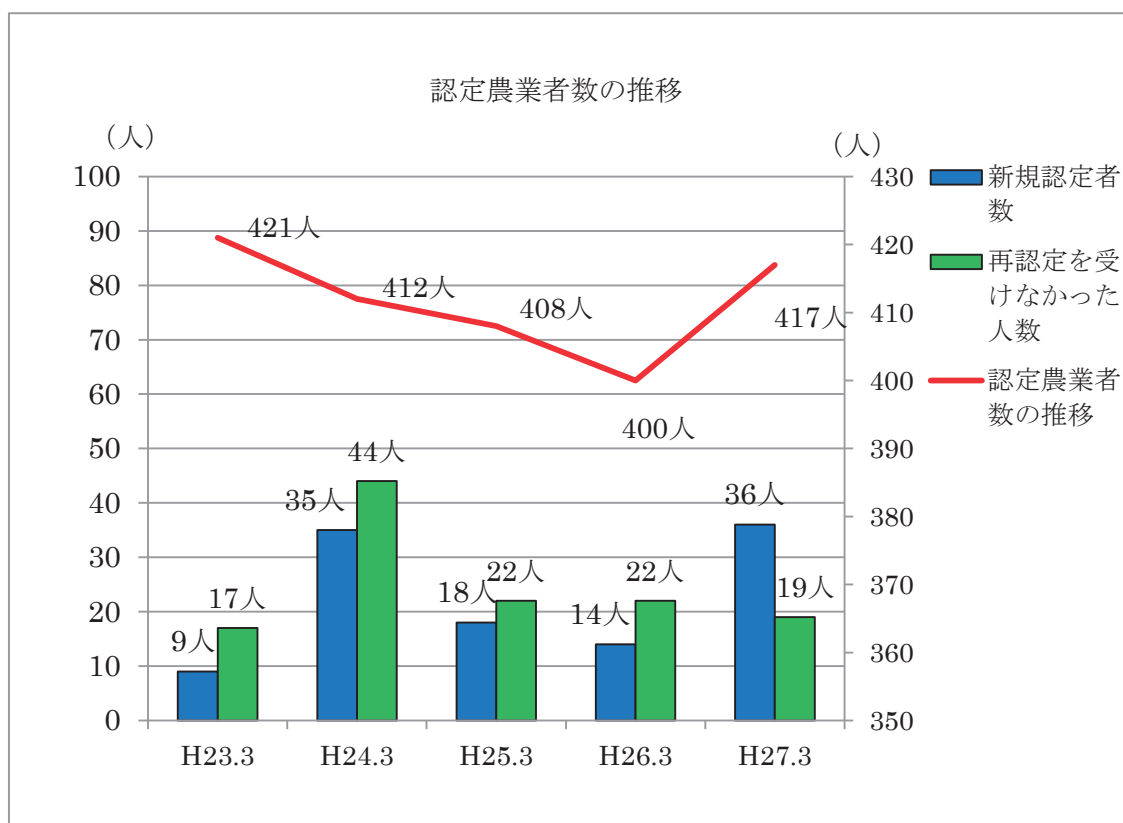
④ 目標指標

新規就農者の確保 15名/年

2) 認定農業者の確保・育成

(1) これまでの取組と現状・課題

認定農業者は平成22年度に421人であったものが、平成26年度には417人となっています。また、平成22～26年度に新たに認定した者は112人ですが、再認定を受けなかった者は124人と多く、減少傾向にあります。しかし、認定農業者については、農地・農道の管理等、地域での貢献度は高く、農村集落での役割は大きくなっています。認定農業者が減少した背景には高齢化による規模縮小や離農による原因があると思われます。こうしたことから、5年後の農業経営改善計画が達成できない農家の経営指導と、高齢化対策として親元就農をどう定着させるかが今後の課題となっています。



(2) 今後の基本方針

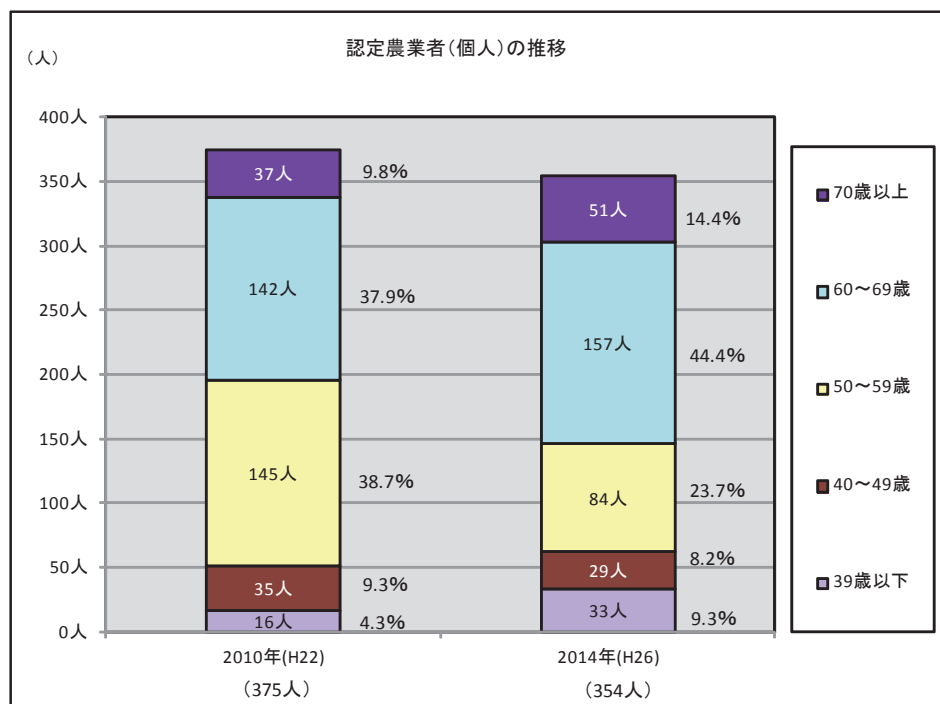
認定農業者の減少をくい止めるには、いかに青壮年層の担い手を確保するかが鍵となります。

そこで、親元就農を主とした後継者の確保に向けた取組を重点的に強化します。加えて、認定農業者が効率的かつ安定的農業経営が図られるよう、企業的農業者への育成支援を強化します。

(3) 重点施策と振興目標

① 後継者確保への重点支援

既存の認定農業者が子や孫等を後継者として残せるよう、経営改善に向けた一層の支援に取り組みます。国・県・市の機械設備等導入事業の活用、本市の担い手育成総合支援協議会を中心とした経営支援、県・市・JAによる生産指導等を充実していきます。特に後継者の経営確立が重要となることから、後継者を確保している又は就農予定の経営体については、所得を十分に確保できない就農初期に対して、スムーズに親元就農をするための支援交付金や円滑な経営継承や規模拡大ができるよう機械・施設に対する支援を重点的に行います。



② 企業的農業者への育成について

既存認定農業者の中間年・最終年フォローアップで聞き取った課題・要望について、関係機関による相談・支援体制を充実し、企業的農業者への育成を図ります。

③ 第三者経営移譲の推進

後継者確保の見込みのない経営体については、経営基盤の有効活用を図ることにより、第三者への経営移譲を推進します。具体的には多額な資本投資を行っている施設型の経営体については、生産部会全体で募集、研修、生活基盤の確保等、一貫した体制づくりに取り組みます。その他の経営形態についても、国の「経営継承事業」等を活用し推進します。推進に当たっては、新規就農者支援と同様に、受入農家だけでなく集落全体での支援や関係機関との連携を密にし、取組を進めます。

④ 雇用型農業の推進

農業経営において雇用を導入し、規模拡大や新規品目を導入するなど経営発展を目指す農家の経営能力の向上のため、各種研修や指導を推進します。また、就農を希望する方が円滑な就農が行えるよう農業生産法人や個別経営体で研修生として雇用する就農実務研修を推進します。

⑤ 目標指標

ア 認定農業者の確保目標

今後、新規就農者や後継者確保に対するさらなる取組を進め、目標年次の2020年(平成32年)には、430人の認定農業者を確保することを目標とします。

イ 企業の農業者の確保目標

現状241経営体の農業企業者を、今後は、企業の農業者として位置付け、年間5経営体の増加により、平成32年には266経営体を確保する事を目標とします。

3) 集落営農法人の確保・育成

(1) これまでの取組と現状・課題

集落営農法人の設立については、この10年で推進の成果が出ています。集落営農法人の設立された地域では、農地が守られ地域の活性化にも繋がっています。法人設立から概ね10年が経過し、今後は経営の確立及び組織力の強化に向けた推進が必要となっています。

また、市内には担い手のいない地域が多く点在しており、今後においては、新たな組織の設立や既存の集落営農組織が活動を広げることも問題解決の方法と考えられます。

なお、既存の組織の中でも担い手となるオペレーターの確保や「米・麦・大豆」に変わる収益の柱となる新規作物の導入が重要な課題となっています。

今後は、品目別の経営分析に基づく経営計画の見直し、収益性の高い新規品目の導入、販路開拓等の経営基盤を強化することで、「儲ける組織づくり」への取組が求められています。

[集落営農組織育成実績]

(平成27年3月現在)

地域名	三重町	清川町	緒方町	朝地町	大野町	千歳町	犬飼町	合計
法人組織	9	5	10	2	2	5	0	33
任意組織	3	7	12	5	5	4	3	39
計	12	12	22	7	7	9	3	72

(2) 今後の基本方針

集落営農組織の経営確立と組織力の強化を図るため、規模拡大と生産性の向上を目指した取組を推進します。

(3) 重点施策と振興目標

① 集落営農法人の経営確立と組織力の強化

集落営農法人の経営確立と組織力の強化のため、経営改善に向けた品目別の経営分析の指導を行い、中長期の経営改善計画の策定、及び後継者確保の支援を強化します。

② 集落営農法人の規模拡大と生産性の向上

集落営農組織の規模拡大と生産性の向上を図るための農地の利用集積、及び団地化を推進します。また、関係機関と連携し土地利用型の新規品目の導入や園芸品目を組み合わせた複合経営や6次産業化の推進に取り組みます。

③ 組織育成と法人活動の広域化

担い手不在の集落に新たな組織の確保、既存組織の後継者となるリーダーやオペレーター育成に取り組めます。また、法人組織の合併も視野に入れ、既に法人間連携で取り組んでいる畦畔省力化作業のほか法人間連携での機械の有効利用等、既存の法人が活動範囲を広域化する活動を推進します。

さらに、国・県・市の補助事業の活用により生産体制の構築に向けた支援を強化します。

4) 企業の農業参入の推進

(1) これまでの取組と現状・課題

少子高齢化、過疎化による人口減少により後継者のいない経営体が大半となっています。その対策として、遊休農地の活用や耕作放棄地の再生、雇用の創出などによる地域農業の活性化を図るため、企業の農業参入に取り組みました。

参入については、市が定めた「企業的農業経営体（企業等）の農業参入に向けた基本方針」に基づき推進を図っています。参入企業の経営類型は、施設野菜・露地野菜・一般作物等多岐にわたり、この5年間で12社が参入しました。こうした市外からの企業や株式会社等の農業参入が増加傾向にあるなか、市の定めた参入要件を満たさない企業が増加しています。

こうした中、畑地においては新規就農者や地域の担い手との間に農地が競合する事態が発生しています。企業の参入に対しては、参入地域の農業者及び地域住民との融和や協調が重要であり、その調整が必要となっています。

[企業の農業参入実績]

(平成27年12月現在)

参入年度	H23	H24	H25	H26	H27
参入企業数	2	実績無し	1	5	4
経営	施設野菜 露地野菜		施設野菜 露地野菜	施設野菜 露地野菜	水耕栽培 種苗栽培 一般作物 その他
地区	犬飼		大野町	三重町 大野町	三重町 大野町
参入面積	940a		60a	2,613a	6,375a

(2) 今後の基本方針

- ① 企業の農業参入にあたっては、国の法令や市が定めた「企業的農業経営体（企業等）の農業参入に向けた基本方針」に基づき適正な指導を行うとともに、経営安定に向けた支援を行います。
- ② 地域の担い手として、農村全体の調和を保ちながら持続性のある営農を支援します。
- ③ 優良な企業的農業経営体を誘致し遊休農地の活用を図ります。

(3) 重点施策と振興目標

- ① 企業の農業参入については、「豊後大野市農業経営基盤強化基本構想」・「企業的農業経営体（企業等）の農業参入の基本方針」を基に決定します。

■企業的経営体の農業参入の要件

ア 豊後大野市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合し、市内に現地法人等の事務所を置くとともに、業務を執行する役員1名以上が居住し、農業に常時従事すること。執行する役員とは、執行役員のうち代表権を有する構成員であることが条件となる。

イ 豊後大野市の認定農業者として地域との融和を図り、長期的ビジョンの基に永続性のある農業経営を行うこと。

(平成 21 年農地法改正に伴う地域との役割分担)

○地域との調和要件

○継続的かつ安定的に農業経営を長期的に行うか否かは、機械や労働力の確保状況からみて、農業経営を長期的に継続して行う見込みがあるか

ウ 豊後大野市の農業振興並びに市政の発展に対し、積極的な支援・協力を行うこと。

- ② 規模拡大を希望する中核的農業者や、新規就農者と競合しないよう、農地の利用調整ができる支援体制の構築に努めます。
- ③ 参入企業者の経営安定に向けた基盤強化を支援します。
- ④ 本市農業の振興を図る望ましい地域農業構造を確立するため、参入企業のネットワーク化を目指します。

5) 女性農業者の経営参画及び起業に向けた支援

(1) これまでの取組と現状・課題

- ① 農業就業人口の半数を女性が占めるなど、女性は農業の振興、経営の発展や地域活性化において重要な役割を果たしていますが、政策・方針決定過程への参画状況はいまだに十分ではありません。今後、後継者のいない経営体が増えることが予想されます。女性が個性と能力を十分発揮し、社会経済に参画することは、単に労働力を確保するというのではなく、多様な人材の活用が社会の活力になります。そのためには、家庭や地域における女性の活躍を支援することが必要となっています。
- ② 市内には、女性が主体となった農産物加工所が起業されてきており活動が期待されています。今後も女性の起業に向けた支援が必要となっています。

(2) 今後の基本方針

関係機関と連携し、政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。また、経営のパートナーとして活動できる環境づくりを支援し、女性の経営参画の促進を図ります。

(3) 重点施策と振興目標

- ① 経営や就業環境を改善して魅力ある儲かる農業を目指すこと、やりがいのある農業経営を行うこと、また政策・方針決定過程に参画するため「家族経営協定」の締結や、共同申請による「認定農業者」へのステップアップを進めていきます。また、女性たちが新たなチャレンジとして立ち上げた「おおいたA F F女性ネットワーク」への加入促進や女性農業経営士の育成活動などを支援します。
- ② 経営研修会のほか、先進地研修や交流会活動を通じ、経営の安定を図るための農業経営管理技術の向上に努めます。
- ③ 女性起業活動については、研修機会の提供等を行い、地域活性化につなげていきます。また、新たな作物の研究や加工化に向けて活躍できる場の創出を図ります。
- ④ 家族経営協定の締結については、年間 4 件の締結を目標とし平成 32 年度には総協定数 53 件を目指します。

2 収益力の向上を目指した生産振興

1) 園芸作物の生産振興

ア 野菜の生産振興

(1) これまでの取組と現状・課題

野菜の生産振興については、「ものづくり」としての収益力を高めるため、産地化とブランド化を図る取組を進めてきました。戦略品目として夏秋ピーマン、白ねぎ、かんしょ、さといも及び重点品目として夏秋なす、ゴーヤ、水田ごぼう、アスパラガス、いちご、にんにくを選定し、「大分の野菜畑 豊後大野」のブランド確立と農業者が経営安定を図れる各種施策の推進に努めました。

また、生産拡大に向けた取組として、生産施設の導入や作業効率を図るための機械の整備、品質向上を図るための選果施設整備や貯蔵施設整備等を実施してきました。

その結果、夏秋ピーマン、白ねぎ及び高糖度かんしょ「甘太くん」については、大分県が取り組んでいる「The・おおいた」ブランドの主要な産地として成長しました。さらに、さといもについては、県内生産量の3分の1を占め、大分県を代表する主産地であることから、系統部会を設立し、優良種芋の更新事業に取り組み、生産者への配布を行うとともに、豊後大野さといも「里丸くん」の名称を付け、面積拡大と品質の向上並びに販売促進に努めました。

こうした産地化・ブランド化の取組により、戦略4品目は、生産者・栽培面積・生産量・販売額ともに順調に伸ばすことができました。その一方で、重点6品目については、高齢化で多くの栽培者がリタイアしたため栽培面積、生産量が減少し、産地の維持が難しくなっています。

今後、更なる産地化を図るためには、面積の維持・拡大と消費者が求める高品質で安全・安心なものづくりが必要です。今後はさらに、産地としての知名度と販売力の向上を図るため「大分の野菜畑 豊後大野」のブランド化に向けた積極的な取組が必要になっています。

[販売額の推移 (JA 系統共販額)]

(単位：百万円)

項目	H22	H23	H24	H25	H26
戦略品目	530	610	738	872	891
重点品目	334	300	265	250	255
計	864	910	1,003	1,122	1,146

(2) 今後の基本方針

「大分の野菜畑 豊後大野」の更なるブランド化に向け、産地の拡大と収益力の向上を目指した農業の確立を図ります。そのため、経営規模の拡大と低コスト化を図るため、省力化技術の導入や機械化、選果施設の整備などにより、効率的な生産技術体系の導入を図り、新たな担い手の確保と大規模経営体の育成による産地の構造改革を進めます。

(3) 重点施策と振興目標

本市の自然条件・社会条件を生かした「大分の野菜畑 豊後大野」のブランド化に向けて産地規模の維持・拡大を図ります。また、品質の向上と安定生産に向け、優良品種・種芋の更新や生産技術の向上、機械化による面積の拡大と省力化・低コスト生産を進めます。

- ① 戦略品目と重点品目を設定し、更なる産地規模拡大を図ります。そのため、大規模園芸農家を育成するとともに、園芸品目のブランド化を推進します。

- ・園芸品目の生産拡大と販売力の強化
 - ・部会組織の強化と部会での「安心いちばんおおいた農産物認証制度」及び「GAP」認証取得の推進
 - ・拠点選果場、貯蔵庫の整備及び荷受体制の整備
 - ・作業効率の向上のため省力機械化一貫体系の構築
 - ・水田を活用した収益性の高い野菜の推進
- ② 毎年一定数の新規栽培者を確保し産地規模を維持するため、定年退職やUターンによる中高年層を対象に新規栽培者の発掘・育成を進めます。
- ・インターネットなどの活用や機関誌によるPR
 - ・新規栽培者に対する相談窓口の設置
 - ・農業大学校やハローワークとの情報交換による連携強化
- ③ 産地の維持・拡大を図るため、高品質・安定生産技術の普及定着を図ります。
- ・栽培技術講習会等による技術の高位平準化
 - ・ウイルスフリー苗の導入と育苗技術の確立
 - ・優良種苗の更新による品質の向上
 - ・県豊肥振興局及び県農林水産研究指導センターと連携した最新技術の普及
- ④ 地球温暖化等による気象変動に対応するため、気象災害に強い農業づくりを進めます。また、農業生産の基本である土づくりを推進します。
- ・栽培施設の災害対策に向けた意識の啓発
 - ・連作障害を防ぐための輪作体系の構築
 - ・深耕や心土破碎などによる土づくりの推進
- ⑤ 農作業従事者の高齢化対策及び労働力確保に向けた支援について、関係機関と連携し取組を進めます。
- ・農作業のコントラクターの育成及び共同作業体系の確立
 - ・省力化機械導入による農作業の一貫体系の構築

イ 花きの生産振興

(1) これまでの取組と現状・課題

本市の花き生産は、キク、スイートピー、ホオズキが中心となって栽培されています。キクについては、新規就農者の参入による団地が形成され、飛躍的に面積が拡大し、大分県でも有数の菊団地となりました。

スイートピーについては、大分県の戦略品目にも位置付けられており、本市を代表する品目となっています。しかしながら、高齢化等により栽培面積は減少傾向にあり、新規栽培者の確保が必要になっています。また、集落営農や新規栽培者では、ハボタン、ヤマジノギク等が複合品目として栽培されていますが、産地規模が小さく、一層の面積拡大に取り組む必要があります。

(2) 今後の基本方針

スイートピーを中心とした花き生産を推進し、産地の拡大及び農業経営の安定に向けた取組を推進します。また、収量及び品質の向上を目指した栽培技術の高位平準化に取り組み、経営の安定を図ります。

(3) 重点施策と振興目標

野菜との複合経営の品目として花きを推進し、生産技術の向上と面積の拡大を図り、産地としての確立を図ります。

① 産地化及びブランド化に向けた取組

スイートピーを重点品目として位置付け、面積拡大と品質向上を図るため栽培施設の導入を図るとともに関係機関と連携し普及指導の強化に努めます。

② 新規栽培者の確保と育成に向けた取組

新規就農者等を中心として、野菜との複合経営作物としてスイートピーを中心に、ホオズキ、ハボタン、ヤマジノギク等を推進します。また、ホオズキ、ハボタン、ヤマジノギクについては、定年退職者やUターン帰農者にも適した品目であり普及に努めます。

ウ 果樹の生産振興

(1) これまでの取組と現状・課題

果樹については、主な品目としてクリ、カボス、モモなどが栽培されています。クリは、栽培面積、生産量ともに県下最大の規模を誇っています。産地をあげて低樹高栽培による大玉果づくりを推進したことにより、県内外の市場で高い評価を得ています。

カボスは、大分県の戦略品目であり本市においても一定の面積で栽培されていますが、栽培者の高齢化により、個別経営は減少傾向にあります。一方、法人経営による面積拡大は進んでおり、今後も計画的な面積拡大が計画されています。

清川町のクリーンピーチ（モモ）は、昭和55年に全国でも珍しいユスラウメに接ぎ木する「おい化栽培」によって栽培されており、地域のブランドとして道の駅を主体に販売されています。しかし、栽培者の高齢化により栽培面積が減少しており、新たな面積拡大に向けた取組が必要となっています。

(2) 今後の基本方針

新植による面積拡大を図るため、関係機関と連携して園地管理など栽培技術の指導徹底を図ります。

(3) 重点施策と振興目標

新植による面積の拡大を支援し、産地の維持・拡大を図ります。

また、園地の管理についても指導を徹底し、収益の上がる園地に改善します。

【園芸振興に向けた主要戦略・重点品目】

区 分	対 象 品 目
戦略品目	夏秋ピーマン かんしょ さといも 白ねぎ
重点品目	夏秋なす ゴーヤ 水田ごぼう アスパラガス いちご スイートピー

2) 水田農業の生産振興

(1) これまでの取組と現状・課題

平成 22 年 4 月から改正食糧法がスタートし、平成 23 年度から農業者戸別所得補償制度が実施され、さらに平成 25 年度からは経営所得安定対策が施行されるなど、水田農業をめぐる情勢はめまぐるしく変化しています。このような状況の中、水田フル活用ビジョンを策定し、米の需要に応じた生産及び麦・大豆・新規需要米・飼料用作物等の生産拡大と生産性の向上を推進してきました。

しかしながら、農家の高齢化や農家戸数の減少により水田農業の経営基盤は脆弱になっており、担い手の確保が喫緊の課題となっています。また、大規模農家や法人組織、集落営農組織を中心に麦・大豆が栽培されていますが、連作障害や排水対策、有害鳥獣被害等の要因により品質及び収量の低下が顕著となっており、適期管理作業等の徹底が必要になっています。

(2) 今後の基本方針

農地中間管理事業などを活用した担い手への農地の集積や集約化を促進し、経営規模の拡大による水田農業の低コスト化を推進します。

米では、良食味米や業務用米など需要に応じた売れる米づくりに取り組みます。また、水田有効利用や集落営農組織の経営安定のため、新規需要米（飼料用米など）の推進を図ります。

麦・大豆については、実需者ニーズに応じた品種の生産拡大と適期播種や排水対策などの徹底による安定生産を図ります。

また、平成 27 年 10 月に「環太平洋経済連携協定（T P P）」が大筋合意され、米の輸入増大や価格の下落等が懸念されていますが、「総合的な T P P 関連政策大綱」に基づき「農政新時代」により T P P 対策が発表されました。今後は、地域の実情にあった関連施策を活用し水田農業の活性化と特色ある米・麦・大豆の生産振興を図ります。

(3) 重点施策と振興目標

① 規模拡大の取組

大規模農家や法人組織、集落営農組織、また、人・農地プランに位置付けられた中心経営体への農地の集積・集約化による規模拡大を推進します。

② 低コスト生産の取組

農地集積や団地化による作業効率の向上、また畦畔の緑化などによる生産コストの削減を推進します。

③ 高品質生産の取組

「つや姫」や「特別栽培米」等実需者ニーズに応え、食味評価の高い特色ある売れる米づくりを推進します。

麦・大豆については、関係機関と連携を密にし、実需者ニーズに即した品種の推進を行うとともに、担い手の経営改善支援の取組と併せ栽培技術の高位平準化を推進します。

④ 水田高度利用の取組

水田フル活用ビジョンの取組方針と併せ、新地下水位制御システム FOEAS（フォアス）により水田の汎用化を進め、畑作物や園芸品目の導入による水田フル活用を推進します。

3) 特用作物の生産振興

(1) これまでの取組と現状・課題

畑地帯の条件を有効に活用した土地利用型作物の葉たばこは、県内有数の産地でありましたが、疫病の多発などで収量・品質が低下し、収益性が著しく低迷しました。このような中、平成23年度に葉たばこ廃作奨励があり、市内の4分の3の農家が廃作となりました。廃作後の土地利用として、ピーマン、かんしょ、さといも、白ねぎなどへの転換が進みましたが、跡地について十分有効利用されていない状況にあり、遊休農地の拡大防止と効率的土地利用について早急に取り組む必要があります。

茶については、緑茶飲料の茶の消費が増加する一方でリーフ茶の需要が減少するなど、茶業を取り巻く情勢は変化しています。このような中、かぶせ茶に取り組み、高品質茶葉の生産を図ってきました。今後も消費者ニーズに対応した新たな高品質茶の生産を図る必要があります。

(2) 今後の基本方針

葉たばこについては、面積拡大を図るため新規就農者の確保対策に取り組むとともに共同乾燥施設を最大限に活用した省力化による面積拡大を図ります。また、病害虫の防除として輪作体系に取り組むなど、県たばこ耕作組合や県普及機関等と連携をとりながら推進していきます。

茶については、晩霜被害防止による品質・収量の確保に努めるとともに、高品質茶葉の生産による販路の拡大を図ります。

(3) 重点施策と振興目標

① 葉たばこの面積拡大と品質向上

葉たばこの面積拡大に向けては、県たばこ耕作組合と連携を図り、新規就農者確保対策や後継者の育成に向けた取組を進めます。また、品質向上を図るため、気象変動に対応した散水システムの導入による初期生育促進対策やかんしょ、飼料作物等の輪作体系の確立を図ります。

② 茶の販路拡大によるブランド化

高品質茶葉生産に取り組むため、かぶせ茶（被覆栽培）の面積拡大を図るとともに、加工技術の改善に努めブランド化を推進します。

4) 安全・安心農業の推進

(1) これまでの取組と現状・課題

本市では、土づくりを基本に化学肥料及び化学合成農薬を使用しない、または軽減した栽培方法を推進するため、有機農業者や民間団体等からなる「豊後大野市安全・安心農業推進協議会」を設立し、豊後大野市有機農業推進計画を策定しました。

また、環境保全型農業直接支払交付金事業に着手し、有機農業者や減農薬・減化学肥料栽培及び耕畜連携に取り組む農業者に対して支援を行うとともに、ピーマンの連作障害対策として、ぼかし堆肥を活用した土壌改良実証研究事業に取り組みました。

さらに、消費者への安全・安心農産物のPRに取り組んできましたが、有機農業の面積の拡大や有機農業者の増加には至っていません。

また、農業用廃プラスチックは、産業廃棄物に指定されており、その処理に当たっては、産業廃棄物処理業者に委託することになっています。このため、事業者（農家）に対し適正処理が行われるよう事業者の意識の啓発と回収に取り組みましたが、未だ不適切な取扱いも見受けられ、一層の啓発活動が必要です。

(2) 今後の基本方針

環境保全型農業を継続的に推進し、有機農業者や減農薬・減化学肥料栽培、耕畜連携等による循環型農業などを推進し、環境に優しい安全・安心農業の普及を図ります。

また、農業用廃プラスチック等の適正処理ができるよう啓発と回収を進めます。

(3) 重点施策と振興目標

有機栽培や減農薬・減化学肥料栽培、耕畜連携等を推進するため、環境保全農業直接支払交付金事業に取り組みます。今後とも大分県が推進している「安心いちばんおおいた農産物認証制度」や「安心おおいた直売所」などと併せてGAPの推進を図ります。特にGAPについては、個別経営の取組から生産部会単位の認証取得に向け推進します。

また、有機農業の面積拡大や有機農業者への支援に向けて「NPO法人おおいた有機農業研究会」との連携を深め、有機農産物の消費拡大や販路拡大に努めます。

農業用廃プラスチックの適正処理については、県や農協、農業資材販売業者で構成する農業用廃資材適正処理推進協議会において、引き続き啓発と回収に努めます。

5) 高齢者農業の推進

(1) これまでの取組と現状・課題

農業就業人口に占める高齢者の割合は年々増加しており、本市の農業振興に占める高齢者の位置付けはますます重要なものとなっています。高齢者農業を推進するため、出荷の安定化を図るためのハウス1棟運動を展開し、地産地消を推進してきました。

多くの高齢者が野菜づくりに励み、農産物直売所などに出荷していますが、季節により出荷物にばらつきが見られ、安定した出荷に向けた取組が必要となっています。なお、高齢者農業の推進にあたっては、農薬の取扱いや農作業の事故防止に留意する必要があります。

(2) 今後の基本方針

高齢者に適した生産活動や健康的で働きやすい条件整備を進め、高齢者の生産活動や地域づくり活動を支援しながら、本市の農業振興の一翼を担えるよう高齢者農業を推進します。

(3) 重点施策と振興目標

高齢者に適した生産活動や健康的で働きやすい条件整備を進め、農産物直売所と連携した地産地消の取組を進めます。

- ・農産物出荷協議会への支援体制の構築
- ・軽量野菜を中心とした周年出荷体系の確立
- ・有機、減農薬栽培を基本とした安全・安心栽培技術の推進
- ・周年出荷に向けた作付計画の作成指導
- ・農薬の安全で効率的な使用方法の推進
- ・防虫、防草資材の使用による農薬使用削減、労働軽減の推進

6) 畜産物の生産振興

(1) これまでの取組と現状・課題

今日、畜産業を取り巻く状況は、輸入飼料価格の高止まり、高齢化・後継者不足による影響から廃業や経営規模を縮小する農家が増加しています。

さらに、TPP交渉の大筋合意を受け、生産者の多くが、牛肉・豚肉や乳製品に係る関税の大幅な削減・撤廃により輸入量が増加し、国内の畜産物価格が下落することを懸念しており、施設整備や増頭等の新たな投資に踏み切れないのが現状であります。

①【肉用牛】

肉用牛を取り巻く環境は、高齢化・後継者不足や口蹄疫等疾病の発生に加え、飼料価格の高止まり等、刻々と、そして大きく変化しており、厳しい経営が続いたため、廃業する農家が多く、表1のように、戸数では、平成22年から平成27までに124戸が減少し、頭数では、平成22年から平成27年までに698頭が減少しています。また、肉用牛飼養農家の年齢別では、平成27年2月1日現在で、206戸のうち162戸が60歳以上で全体の79%を占め、飼養農家の高齢化が進んでいます。飼養頭数の戸数別では、5頭未満が99戸(48%)、5頭から19頭が82戸(40%)、20頭から39頭が15戸(7%)、40頭以上が10戸(5%)と、依然小規模農家が大半を占めていますが、1戸当たりの飼養頭数は8.6頭と6年前の7.5頭に比べ増加しています。以上のように、大幅に飼養戸数及び頭数が減少しており、肉用牛生産基盤の弱体化を招いています。

一方、全国的な繁殖雌牛の減少から子牛価格が高騰しており、将来的には肥育農家の経営悪化が繁殖農家にも影響することが危惧されています。このような状況の中、肉用牛の産地として生産基盤の維持及び強化が課題であり、人(担い手・労働力の確保)・牛(飼養頭数の確保)・飼料(飼料費の低減)それぞれの視点からスピード感をもって取り組む必要があります。

[表1 市内肉用牛飼養農家戸数と頭数の推移]

(単位：戸・頭)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
戸数	330	293	263	246	227	206
頭数	2,462	2,355	2,145	1,962	1,790	1,764

※基礎資料—毎年2月1日基準日の頭数調査

※頭数については、繁殖雌牛(成牛+育成)

②【乳用牛】

酪農経営は、人口減少や茶飲料等の普及による牛乳の消費低迷、世界的な穀物需要の高まりや気象変動等による飼料価格の高値等、厳しい現状となっています。このような影響もあり平成22年から平成27年度までの6年間で酪農農家数は13戸から6戸に減少し、飼育頭数では797頭から413頭と、384頭の減少となっています。

しかし、計画的な優良乳用牛の導入・保留により1頭当たりの生乳生産能力は年々向上しており、今後は個別経営体の所得向上を図ることが極めて重要です。そのため、コスト削減、乳量増加等による生産性の向上や搾乳頭数の拡大を図るとともに、黒毛和種受精卵移植の拡大による乳外所得の確保等が課題であります。

[表2 市内乳用牛飼養農家戸数と頭数の推移]

(単位：戸・頭)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
戸数	13	13	13	10	9	6
頭数	797	774	749	710	459	413

※基礎資料—毎年2月1日基準日の頭数調査

③【養豚】

養豚振興では、生産技術の見直しや経営の合理化を進め、生産性向上と経営体質の強化を図るとともに、特に畜産環境対策に取り組んできました。しかし、養豚の抱える課題は、経営改善対策、畜産環境対策等と多岐にわたっており、今後も経営の安定化に向けた事業の取組が必要です。

④【養鶏】

養鶏振興では、ブロイラーを中心に飼養管理技術の改善や防疫体制の強化等による生産性の向上に取り組んできました。今後は、更なる疾病対策の強化や、一層のコスト削減に向けた取組が必要になります。

また、県の特産地鶏である「豊のしゃも」は安定した収入を得るための飼養規模の拡大やブランド化に向けた取組が必要です。

⑤【自給飼料対策】

肉用牛及び酪農経営に係る粗飼料の確保については、耕畜連携による水田飼料作物のWC S用稲及び飼料用米の生産拡大が図られました。今後は、製品の品質向上及び給与技術向上のため各関係機関による生産給与体系の確立が必要です。また、コスト削減に向けた取組では、朝地町を核とする里山放牧（林間放牧）や一部耕作放棄地を利用した放牧に取り組んできましたが、放牧牛の事故や施設の老朽化等から限定的な利用となっています。

今後は、飼料費の低減、高齢化による労働力不足への有効な対応策として、放牧を推進するための条件整備が必要です。

⑥【環境保全対策】

畜産業を営む上では堆肥を適正に処理することが重要ですが、生産された堆肥の利用・管理及び畜産経営に起因する悪臭による問題が生じています。耕種部門との連携を図り、良質堆肥の供給を行うなど、環境保全型畜産の推進を図る必要があります。

(2) 今後の基本方針

- ① 肉用牛の生産基盤の維持及び強化を図るため、人（担い手・労働力の確保）・牛（飼養頭数の確保）・飼料（飼料費の低減、安定供給）の視点から飼養頭数減少への対応に取り組めます。また、高齢者や労働不足への対応策として、県のレンタカウ制度等を活用し、水田・畑地帯での荒廃農地を中心に「おおい型放牧」を推進します。
- ② 低コスト畜産物の生産を実現するため、輸入粗飼料から自給飼料への転換を図り、気象条件、土地条件等に適応した飼料作物の生産及び利用を推進します。特に、飼料用米やWC S用稲を中心とした耕畜連携による低コスト自給飼料の生産拡大を図ります。
- ③ 家畜衛生対策及び畜産環境対策の充実・強化を図ります。

(3) 重点施策と振興目標

① 生産基盤強化のための取組

肉用牛においては、生産基盤の維持及び強化を図るため、人（担い手・労働力の確保）・牛（飼養頭数の確保）・飼料（飼料費の低減、安定供給）の視点から次の施策に取り組みます。

■ 人（担い手・労働力の確保）

- ・担い手確保対策として、遊休化が想定される施設を活用した新規参入や規模拡大の推進をします。
- ・高齢者対策及び労働力の確保対策として、肉用牛ヘルパー組織の活動を引き続き支援します。また、再度、放牧に着目し、里山放牧（林間放牧）の再整備を図るとともに、県のレンタカウ制度等を活用し、水田・畑地帯での荒廃農地を中心に親子周年放牧を目指した、「おおい型放牧」を推進します。

■ 牛（飼養頭数の確保）

- ・肉用牛の増頭事業を引き続き支援するとともに、新たな取組として、キャトルステーション、キャトルブリーディングステーション等の整備及び活用により飼養管理作業の分業化を促進することで、労働負担の軽減と飼養スペースの確保を図り、飼養頭数の増頭を推進します。
- ・家畜改良では、脂肪交雑や枝肉重量だけでなく、牛肉のおいしさの指標であるオレイン酸生成能力の高い繁殖雌牛群の整備を進めるとともに、生産性の向上のため繁殖性や飼料効率等にも着目した牛群改良を推進します。
- ・地域内一貫生産の定着を図るための肉用牛のブランド化は、肥育事業の確立が鍵となります。肥育素牛保有率25%以上の確保を視野に向けた取組をJAと連携し推進します。

乳用牛においては、性判別精液や受精卵移植の技術を活用した優良な乳用後継牛の確保と、市場価格の高い和牛の受精卵移植を計画的に進め、酪農経営の収益性を高めます。

養豚・養鶏については、堆肥や飼料用米の供給体制を整えた循環型の経営を推進します。

② 自給飼料生産基盤の確立

■ 飼料（飼料費の低減、安定供給）

- ・飼料費の低減及び安定供給のため、コントラクター組織の推進を図り耕畜連携による飼料用米やWCS用稲を中心とした、低コスト自給飼料の生産拡大と給与技術の向上を推進します。さらに、管理作業の適正化や優良品種の導入による自給飼料の高品質・多収量生産を推進します。

③ 家畜衛生対策及び畜産環境対策の充実・強化

農場での家畜の伝染性疾病の発見・予防に努め、安全な畜産物を安定的に供給するため「飼養衛生管理基準」の遵守を徹底します。また、家畜排せつ物の適正な管理と生産された堆肥の利用による資源循環型の自給飼料の生産を推進するとともに、畜産経営に起因する悪臭の軽減を図るため、施設環境等の改善に取り組みます。

④ 振興目標

■ 肉用牛生産目標

肉用牛については、減少傾向にある飼養頭数を確保するため、各種施策に取り組むことにより増頭目標を次のとおり設定します。

【肉用牛繁殖雌牛(成牛＋育成牛)】増頭計画	
基準年	第3次目標年次
平成27年(平成27.2.1)	平成32年(平成32.2.1)
1,764頭	1,800頭

7) 鳥獣害防止対策

(1) これまでの取組と現状・課題

鳥獣による農作物への被害については、鳥獣の生息分布域の拡大、農村の過疎化や高齢化の進展による耕作放棄地の増加に伴い中山間地域を中心に全国的に深刻化しています。鳥獣被害は、農林業者の営農意欲を低下させ耕作放棄地がさらに増えることによって、被害がさらに増えるという悪循環となっています。捕獲報奨金、電気柵・防護柵の補助、金網柵の設置等農産物の被害軽減を図るため様々な被害防止対策を講じていますが、抜本的な解決には至っておりません。

農林産物の被害軽減を図るためには、捕獲対策・被害防止対策と併せて鳥獣を寄せ付けない集落対策が必要となります。

(2) 今後の基本方針

今後も個体数を減らすため猟友会と協力し捕獲強化に努めとともに、被害防止対策と併せて鳥獣を寄せ付けない集落対策の取組を強化します。

(3) 重点施策と振興目標

- ① 有害鳥獣駆除期間の年間継続による捕獲補助金制度、電気柵・防護柵や防護ネットの購入に対して補助を行っていきます。
- ② 豊後大野市鳥獣被害対策協議会による鳥獣防止柵の貸与、狩猟免許取得講習会への助成を行います。
- ③ 有害鳥獣パトロール隊員においては、各種研修会に積極的に参加することで鳥獣による農作物被害の未然防止・軽減・捕獲の迅速化に関する知識を高め、農業者に対して適切な指導・助言を行います。また、農林産物の被害については、より正確に把握するためにパトロールを強化します。
- ④ 集落がエサ場とならないよう、鳥獣を寄せ付けない集落づくりを指導します。

3 新たな攻めの農業への展開

1) 新たな営農体系の構築による農業構造の再編

今後、農業者の高齢化及びりタイアにより急速に担い手は減少すると考えられます。これに対応した農業構造の再編として新たな営農体系の構築に取り組む必要があります。

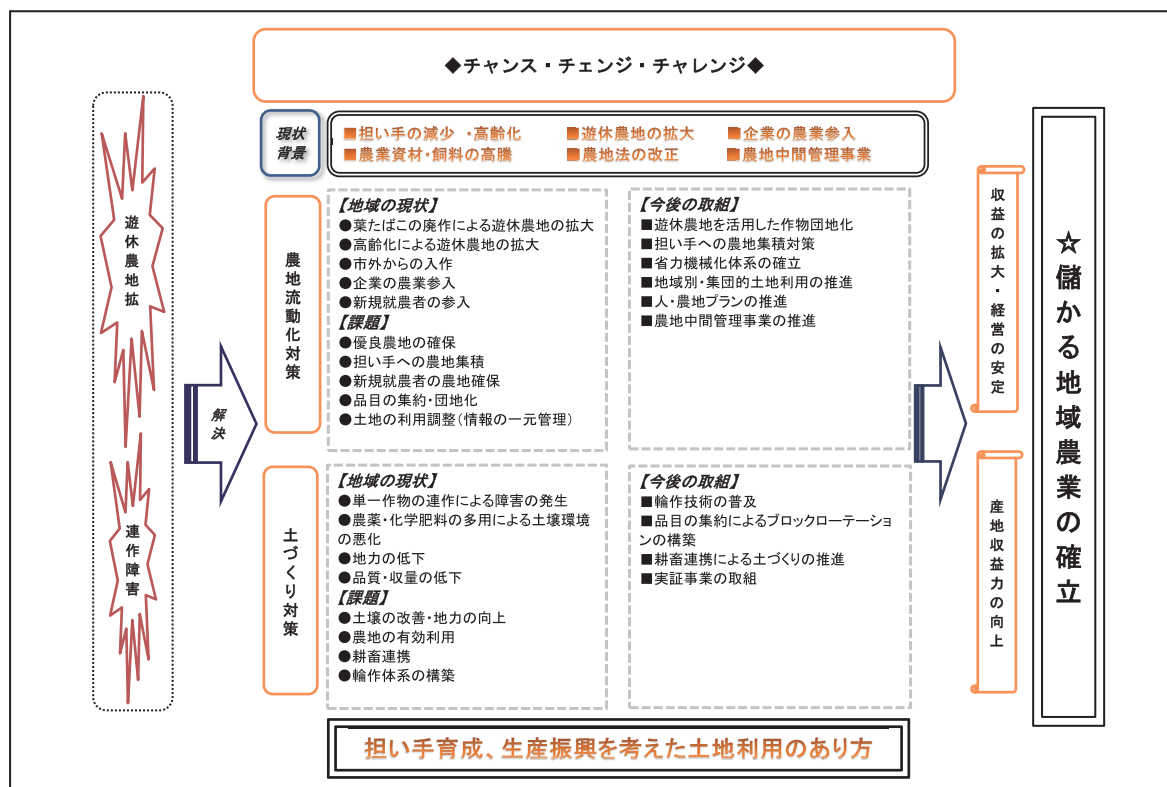
(1) 作物団地化に向けた遊休農地の有効活用

担い手の減少及び集積農地の分散化等により遊休農地の増加が顕著になっています。一方、市外からの農業参入や企業参入等による農地確保が進み、新規就農者の農地確保や企業的農業者の規模拡大のための農地集積が難しくなっている状況もあります。こうした問題を解決するための土地利用調整が喫緊の課題となっています。

こうした状況の中で、今後の担い手育成対策として取り組まなければならない課題は、効率的かつ安定的な農業経営の確立を図るための構造改革であり、そのための優良農地の確保と有効利用が大きな課題となります。同時に、営農対策として土地利用型作物及び施設利用型作物の産地化と団地化に向けた遊休農地の有効活用と効率的農業生産を図るための営農体系の構築が必要となります。この営農体系の構築にあたっては、ゾーニング（土地利用区分）による生産性の向上を目指した土地利用計画と営農計画が重要となります。

(2) 土地利用型作物の機械化一貫体系による輪作体系の確立

県下最大の畑作地帯を有する大野町では畑地かんがい事業により、施設野菜をはじめ、白ねぎ、かんしょ、さといも、ショウガ、白菜、キャベツ等の露地野菜、そして工芸作物である葉たばこ等の土地利用型作物の生産振興が図られています。土地利用の現状は、担い手の個別営農計画に基づき、品目の集約と固定化した土地利用が行われているため、葉たばこをはじめ、白ねぎ、さといも、ショウガ等においては、連作障害が大きな課題となっています。この課題解決に取り組むため、平成25年度から輪作体系確立実証事業に取り組んでいます。この取組にあたっては、土づくり効果の高い飼料作物や緑肥作物が有効であり、連作障害の軽減や耕畜連携が可能となると同時に、輪作による病害虫の耕種的防除も可能となることから、輪作体系に取り組むことの必要性と有効性について普及するため、引き続き実証事業に取り組みます。



2) 官民協同による土地利用調整システムの構築

今日の日本の農業構造の現状は、農家数の減少や農業就業人口の減少により、人と農地の比率が著しく変化しており、農業構造の再編による改革が求められています。すなわち「効率的かつ安定的な農業経営」が農業生産の大半を占める経営構造改革を推進しなければなりません。

こうした構造政策に基づく担い手育成が求められる中、土地利用の現状は、多様な担い手が農地を確保する上で競合しており、目指す経営規模に応じた農地確保がなかなかできていない状況にあります。こうしたことから、本市は平成25年度に「産地収益力向上を目指した土地利用のあり方検討会議」を設置し、望ましい経営体育成と生産性・収益性の高い土地利用を図るための新たな仕組みづくりとして、土地利用調整システムの構築に取り組むこととしました。

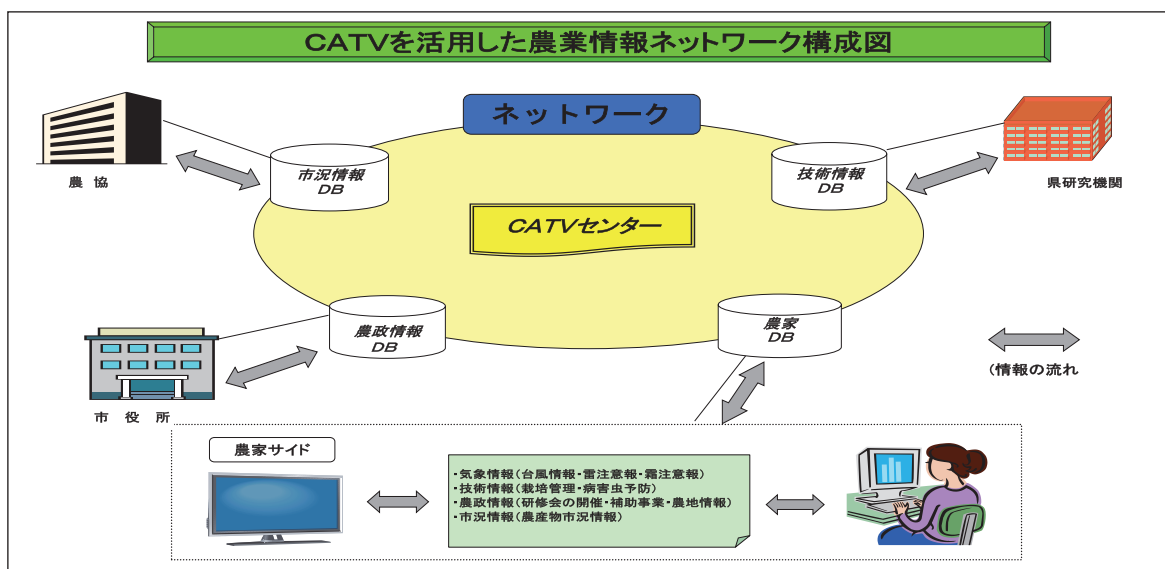
このシステムの構築にあたっては、農業地図情報システム(GIS)を活用し、人と農地に関わる情報を一元管理するデータベース化を行います。また、この取組にあたっては、行政のみならず、土地改良区等を含めた関係組織との連携による推進会議を設置し官民協同による取組を進めます。この土地利用調整システムの構築により以下のことが期待できます。

- 担い手と土地利用の現状の見える化
- 人・農地プランと農地中間管理事業の活用促進
- 新規就農者の農地確保
- 規模拡大を目指す経営体への農地集積
- 企業参入への農地確保
- 適正かつ効率的な土地利用の推進
- ヤミ小作の解消

3) 農業者と普及機関をつなぐ農業情報ネットワークの構築

本市は、市内全域に高速情報通信網(CATV)が整備されており、豊の国ハイパーネットワークに接続したインターネット環境が整備されています。今日の高度情報ネットワーク社会において、こうした環境を利用した情報通信技術は高度化しており、日常生活において欠くことのできないものとなっています。今後、農業分野においてもICTの利活用と併せ、農業情報に係るネットワーク環境の整備は必要です。

そこで、農業者が必要とする農業技術情報、気象情報、市況情報さらには市政情報等について、情報提供することは非常に重要であり、こうした情報ネットワーク基盤を整備することにより、双方向による情報収集が可能となり、生産性の向上や経営の安定を図ることはもとより、新たな事業展開が可能となります。



4) 地域ブランドの確立と販売戦略の構築

(1) 地域ブランドの確立

これまで、産地化・ブランド化に向けた取組として、消費者ニーズやマーケットを意識した売れるものづくりに取り組んできました。売れるものづくりとは、消費者が求める「安全・安心」そして「新鮮さ」や「美味しさ」を直接的な付加価値として捉え、「モノのブランド化」につなげる取組です。今後は、地域ブランドを確立する取組として、「モノのブランド化」に加え「地域イメージのブランド化」に取り組む必要があります。「地域イメージのブランド化」に向けては、間接的な付加価値を「モノ」に与えることが重要になります。そこで、豊後大野市が持つ観光資源などを生かしたイメージづくりと魅力づくりを付加価値につなげる取組として推進します。

①地域資源を生かした情報戦略とマーケティング強化

②認証制度を活用した地域ブランドの確立

(2) 販売戦略の構築

売れるものづくりから売れる仕組みづくりまでの一貫した取組により、生産から流通、販売、消費までを捉えた販売戦略の構築が可能となります。

これまで、本市は「大分の野菜畑 豊後大野」をキャッチフレーズにプロモーションビデオ(PV)やテレビコマーシャル(CM)を制作し、広告宣伝や市場販促等でPRを行ってきました。今後も引き続き、こうした取組を強化するとともに、さらに豊後大野の観光資源等を生かした魅力づくりから消費者に伝える情報発信までを考えた仕組みづくりを販売戦略として位置づけ取組を図ります。

①PV、CMを活かした広告宣伝及び販売促進の取組

②情報発信拠点施設(アンテナショップ)を生かした取組

③日本野菜ソムリエ協会とのパートナーシップを生かした取組



5) 地産地消プロジェクトの推進

(1) 高齢者農業による地産地消の推進

地産地消の取組は、地域や農村の活性化に非常に大きな効果をもたらします。地産地消は、地域で生産された農産物を地域で消費するという生産と消費の地域内連携により成り立っています。現在、市内には、道の駅や里の駅などの農産物直売所が数多くあり、高齢者により生産された地元産の野菜や加工品等が販売され、市民が安心して購入できる地産地消のシステムが構築されています。本市は、平成27年11月、「大分の野菜畑 豊後大野」の情報発信拠点として、大分市中央町にアンテナショップ「ぶんご大野ビューロ 大地の物語」を開店しました。本市の農林畜産物をはじめ、加工品等を市外の消費者に知ってもらい、市外からの買い物や観光交流人口を増やすことを狙っています。今後も高齢者を核とした地産地消システムを確立するとともに、地産地消ビジネスの展開を図ります。

■道の駅及び生産者協議会の育成

■特産品販路拡大に向けた道の駅ネットワークの構築

(2) 学農連携による地産地消の推進

本市は、平成22年度から市内小・中学校を対象とした学農連携推進事業に取り組んでいます。この事業の目的は、子どもの頃から農業を体験し関心を持ってもらい、農業に対する正しい理解と農業の大切さや重要性について自ら考え、生きる力を育んでもらうことをねらいとしています。そこで、以下の考え方に基づき「食育」と「農育」を絡めた「食農教育」の視点から事業を推進します。

また一方、農村活性化のキーワードとしての「教育」効果も大きく、農村を教育の場として捉え、高齢者が持ついろいろな知識や経験を生かした取組が推進できるよう、教育関係機関と連携した体制づくりに取り組みます。

さらに、本市が策定した「食育推進計画」では、家庭・学校・地域が一体となり、地元の新鮮で安全・安心な農林畜産物を利用した食育の健康づくりを推進することとしており、今後は、高齢者と道の駅等が連携した学校給食への食材提供ができる体制づくりに取り組みます。

<学農連携推進事業の取組>

【目的】

農業は生命産業であること。すなわち、生きる力を育む教育として、食育と農育を絡めた食農教育として位置づけ推進する。

【農育の考え方】

■生きる上で農業を知ること重要。このことを教育にどう位置付けるか。この視点から、教育の重要性を等しく共有し事業の展開を図る。

■行政の役割・使命の重要性
・学校教育・社会教育と連携した取組が必要。

【農育のテーマと教育効果】

■テーマ

- ・「食」と「農」を考える。
- ・「生きること＝命」「食べること＝食料」「育てること＝農業」

■教育効果

- ・子どもたちに農業について
- ・★知ってもらう→観察力
- ・★理解してもらう→思考力
- ・★考えてもらう→想像力



(百枝小学校かんしょ植え体験学習)

6) 農商工観の連携による6次産業化の推進

本市の基幹産業である農業を発展させるためには、第1次産業としての農業だけでなく、2次・3次産業との連携による新たな付加価値を生み出すための取組も必要です。本市には、それを可能とする人材や地域資源が豊富に存在します。そこで、6次産業化に向けた取組として、まず地域を見つめ直すこと、次に様々な資源があることを認識すること、そして、その資源を生かし、商品化し、売り出すことにチャレンジすることが重要となります。

この取組を進めるためには、行政主導による地域内連携組織の育成に努め、6次産業を担う人づくりに取り組む必要があります。この取組に向けては、「農」と「観」の連携、「農」と「食」の連携が重要になると考えます。本市には、それぞれに「知」と「技」を持った高齢者が存在します。こうした人材資源を生かし、本市の特徴とする農業と観光を生かしたローカルブランディングを行い商品化することが、本市の6次産業化に向けた最も有効な方策と考えます。こうした取組と連携し、日本野菜ソムリエ協会とのパートナーシップを生かしたプロモーション活動などによる多様なネットワークを利用した情報戦略も、販路拡大につながる有効な手段といえます。



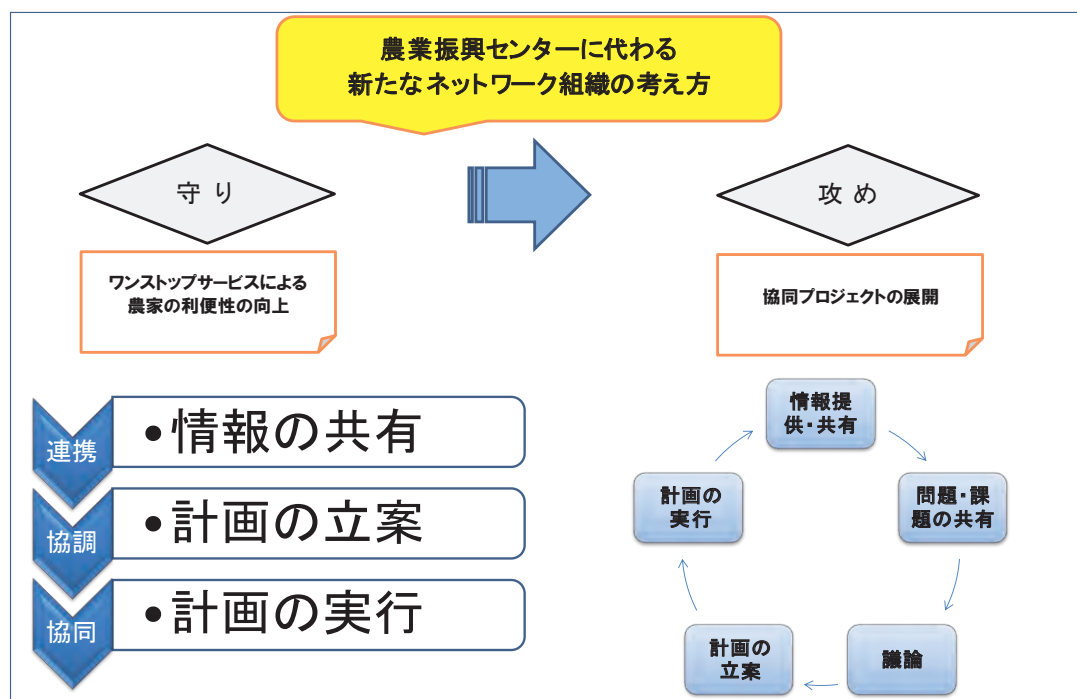
(日本野菜ソムリエ協会とのパートナーシップ協定)

7) 重点施策に取り組む体制づくりの強化

(1) 豊後大野市農業振興協議会の取組の強化

本市は、合併後平成 19 年 4 月に本市の農業振興を推進していく中心的な組織として、行政・農協・関係機関が一体となり、ワンストップサービスによる農家の利便性の向上を図るため、「豊後大野市農業振興センター」を設置し、地域農業の抱える多くの課題に取り組んできました。しかしながら、関係組織の事情により平成 24 年 3 月に廃止となりました。その後、議論を重ね農業振興センターに代わる新たなネットワーク組織として、平成 24 年 9 月に「豊後大野市農業振興協議会」(巻末資料添付) が設立されました。今後も組織体制の強化に努め、本市の農業振興施策の推進に取り組めます。

■課題の重点化と協同プロジェクトの推進



第2次農業振興計画の策定と同時に「園芸振興アクションプラン」を策定しました。このアクションプランは、主要園芸品目を戦略・重点品目として位置づけ、振興目標を達成するべく具体的振興課題を設け、戦略的に各種事業を推進することを目的としています。

このことにより、園芸振興アクションプランに掲げた戦略品目については、概ね目標を達成することができました。第3次農業振興計画の実行に向けても、この組織の充実強化を図り、目標達成に向け事業の推進に努めます。

- 営農指導体制の強化と普及事業の推進
- キャリア人材の育成
- 戦略品目産地化プロジェクトの推進



Ⅲ 振興目標

園芸戦略・重点品目

品 目		達成指標項目	平成２６年度（実績）	平成３０年度（見込み）	平成３２年度（目標）
戦 略 品 目	ピーマン	作付面積（ｈ a）	15.4	16.5	17.5
		生産量（ｔ）	1,704	1,815	1,925
		収量（kg／10 a）	11,042	11,000	11,000
		栽培農家数	135	137	144
		販売金額（千円）	508,664	544,500	577,500
	さといも 〔犬飼（大吉） 大野（大和） 緒方（エグ）〕	作付面積（ｈ a）	15.7	23.5	29.0
		生産量（ｔ）	195	338	450
		収量（kg／10 a）	1,239	1,440	1,548
		栽培農家数	74	87	105
		販売金額（千円）	33,612	72,700	100,000
	かんしょ （高糖度かんしょ「甘太くん」）	作付面積（ｈ a）	45.0	60.0	70.0
		生産量（ｔ）	1,106	1,500	1,750
		収量（kg／10 a）	2,458	2,500	2,500
		栽培農家数	76	100	120
		販売金額（千円）	262,238	300,000	350,000
	白ねぎ	作付面積（ｈ a）	12.5	15.0	20.0
		生産量（ｔ）	221	270	360
		収量（kg／10 a）	1,762	1,800	1,800
		栽培農家数	14	18	22
		販売金額（千円）	73,415	81,000	108,000
計		販売金額（千円）	877,929	998,200	1,135,500
重 点 品 目	夏秋なす 〔大成なす 美なす〕	作付面積（ｈ a）	3.7	3.7	4.0
		生産量（ｔ）	329	375	408
		収量（kg／10 a）	8,984	10,135	10,200
		栽培農家数	54	48	60
		販売金額（千円）	108,069	115,330	125,500
	ゴーヤ	作付面積（ｈ a）	8.8	8.0	9.0
		生産量（ｔ）	230	216	252
		収量（kg／10 a）	2,631	2,700	2,800
		栽培農家数	80	85	90
		販売金額（千円）	71,156	64,800	75,600
	水田ゴボウ	作付面積（ｈ a）	3.2	3.2	3.5
		生産量（ｔ）	23	23	25
		収量（kg／10 a）	710	710	710
		栽培農家数	27	28	30
		販売金額（千円）	17,442	18,900	19,000
	アスパラガス	作付面積（ｈ a）	1.4	1.5	2.0
		生産量（ｔ）	14	15	20
		収量（kg／10 a）	1,004	1,000	1,000
		栽培農家数	13	14	15
		販売金額（千円）	15,157	15,000	20,000
	いちご	作付面積（ｈ a）	0.6	0.6	0.6
		生産量（ｔ）	21	21	21
		収量（kg／10 a）	3,482	3,500	3,500
		栽培農家数	6	6	6
		販売金額（千円）	25,926	28,000	28,000
	スイートピー	作付面積（ｈ a）	2.0	2.2	2.5
		生産量（千本）	2,443	2,860	3,500
		収量（本／10 a）	124,425	130,000	140,000
		栽培農家数	17	19	22
		販売金額（千円）	76,907	82,940	101,500
計		販売金額（千円）	314,657	324,970	369,600
総 計		販売金額（千円）	1,192,586	1,323,170	1,505,100

Ⅲ 振興目標

一般作物

品目		平成 2 6 年度 (基準)	平成 3 0 年度 (見込み)	平成 3 2 年度 (目標)
米	作付面積 (ha)	2, 536	2, 500	2, 450
	収量 (kg/10a)	486	489	489
	生産量 (t)	12, 325	12, 225	11, 981
	粗生産額 (百万円)	2, 058	2, 037	1, 996
麦類	作付面積 (ha)	375	383	400
	収量 (kg/10a)	289	290	300
	生産量 (t)	1, 085	1, 111	1, 200
	粗生産額 (百万円)	146	149	158
大豆	作付面積 (ha)	149	150	160
	収量 (kg/10a)	105	130	150
	生産量 (t)	156	195	240
	粗生産額 (百万円)	35	43	54
計	粗生産額 (百万円)	2, 239	2, 229	2, 208
飼料用米	作付面積 (ha)	35	70	70
W C S	作付面積 (ha)	120	125	130
加工用米	作付面積 (ha)	24	35	40

工芸作物

品目		平成 2 6 年度 (基準)	平成 3 0 年度 (見込み)	平成 3 2 年度 (目標)
茶	作付面積 (ha)	30	32	35
	生産量 (t)	54	58	63
	粗生産額 (百万円)	54	58	63
葉たばこ	作付面積 (ha)	57	60	65
	生産量 (t)	133	144	163
	粗生産額 (百万円)	265	288	326
計	粗生産額 (百万円)	319	346	389

Ⅲ 振興目標

花き

品目		平成２６年度 (基準)	平成３０年度 (見込み)	平成３２年度 (目標)
スイートピー	作付面積 (ha)	2.0	2.2	2.5
	生産量 (千本)	2,328	2,860	3,500
	粗生産額 (百万円)	71	85	102
ホオズキ	作付面積 (ha)	1	1	1
	生産量 (千本)	18	18	18
	粗生産額 (百万円)	4	4	4
トルコギキョウ	作付面積 (ha)	0.4	0.4	0.4
	生産量 (千本)	180	190	190
	粗生産額 (百万円)	20	20	20
キク	作付面積 (ha)	27	31	36
	生産量 (千本)	8,749	10,522	12,326
	粗生産額 (百万円)	364	450	525
その他	粗生産額 (百万円)	8	8	8
計	粗生産額 (百万円)	467	567	659

果樹

品目		平成２６年度 (基準)	平成３０年度 (見込み)	平成３２年度 (目標)
カボス	作付面積 (ha)	70	72	75
	生産量 (t)	1,640	1,728	1,800
	粗生産額 (百万円)	328	346	360
クリ	作付面積 (ha)	116	110	110
	生産量 (t)	92	91	91
	粗生産額 (百万円)	45	41	40
モモ	作付面積 (ha)	8	9	10
	生産量 (t)	13	14	15
	粗生産額 (百万円)	12	11	12
計	粗生産額 (百万円)	385	398	412

第3次豊後大野市農業振興計画の概要(体系図)

I 計画策定の基本的考え方

- 1 策定の趣旨
我が国の農業・農村は、食料の安定供給や国土・環境の保全など国民生活にとって欠くことのできない重要な役割を担っていますが、その一方で農業を支える労働力の減少や高齢化の進行などの課題に直面しています。このような中、平成26年度から新たな農業・農村政策が始まり、4つの改革が示されました。
そこで、第2次農業振興計画(H23～H27)では、「人づくり」の「ものづくり」システムづくり」を基本施策として、実効性のある目標を掲げ農業振興を図ってきました。第3次農業振興計画の策定にあたっては、第2次農業振興計画を検証し、問題・課題を整理し、新たな「人づくり」「ものづくり」システムづくり」を基本施策とし、今日の厳しい現状を「ピンチ」と捉えるのではなく「チャンス」と捉え、将来にわたって「農地を活かす、人を活かす」農業を目指すための農業振興計画を策定しました。
- 2 計画期間
平成28年度～平成32年度(5年間)
- 3 計画の推進
豊後大野市農業振興協議会を構成する関係機関の連携・協調・協同による事業の推進を図る。

III 目指す目標(将来像)

《達成目標に向けた基本的な考え方》

- (1) 産業政策「農業を支える力」
 - 豊かな生活を支える「しごと」として農業が位置づけられる農業振興政策の推進
 - 将来に向けた効率的安定的な農業経営を図るための施策の推進
 - 地域農業の再生を図る施策の推進
- (2) 社会政策「農業を守る力」
 - 農業政策「農業を守る力」
 - 農地を守る取組の推進
 - 地域社会を守り、地域の持続的発展するための取組の推進

IV 推進方策と基本施策の展開方向

基本施策 1

■担い手対策に基づく構造改革の推進

【施策の展開】

- 多様な担い手の確保及び育成強化
- インキュベーション事業による新規就農者の確保・育成
- 認定農業者の親元就農による後継者確保対策
- 認定農業者などの経営安定に向けた対策
- 集落営農の確保・育成及び後継者対策
- 地域の担い手と共存する企業参入の推進
- 女性農業者の支援

基本施策 2

■農業生産の構造改革の推進

【施策の展開】

- 農業生産の振興
- 水田・畑作物による生産振興
- 農業・農村を守る畜産振興
- 安全・安心農業の推進
- 高齢者農業と地産地消の推進

基本施策 3

■農地対策に基づく構造改革の推進

【施策の展開】

- 構造改革を促進するための土地利用調整システムの構築
- 優良農地の確保保全と土地利用
- 土地利用調整システムの構築

V 重点振興施策

戦略 1

◆多様な担い手の確保及び育成強化

- ◎インキュベーション事業の充実及び支援強化
- ◎認定農業者及び集落営農組織の後継者対策の強化

戦略 2

◆産地収益力向上を図るための産地形成

- ◎「大分の野菜畑 豊後大野」地域ブランドの確立
- ◎大規模園芸農家(企業農業者)の育成

戦略 3

◆畜産物の生産基盤強化のための取組

- ◎高齢者対策及び労働力の確保対策
- ◎飼育頭数の確保対策

戦略 4

◆新たな取組の農業への展開

- ◎官民協同による土地利用調整システムの取組
- ◎地域ブランドの確立と販路戦略の取組

VI 【第3次農業振興計画達成目標】

園芸振興に向けた主要戦略・重点項目	
生産販売目標額(百万円)	
<概略品目>	平成26年 平成32年
夏秋ピーマン	509 578
かんしょ	262 350
さといも	34 100
白ねぎ	73 108
<重点品目>	平成26年 平成32年
夏秋なす	108 126
ゴーヤ	71 76
水田ごぼう	17 19
アスパラガス	15 20
いちご	26 28
スイートピー	77 102
認定農業者目標人数	
平成26年 平成32年	
417 人 430 人	
肉用牛生産目標	
平成27年2月1日 平成32年2月1日	
1,764 頭 1,800 頭	
農業生産目標額	
(経済活動別市町村内総生産額)	
平成24年 平成32年	
62 億円 64 億円	

II 農業の現状と課題

《現状》

※2010年～2015年比較

- 農家数
 - 4,396戸 3,695戸
 - 701戸減(16%)
- 農家数
 - 3,107戸 2,547戸
 - 560戸減(18%)
- 農業人口・高齢化
 - 7,425人 5,566人
 - 1,858人減(25%)
- 農業従事者数
 - 4,948人 3,666人
 - 1,182人減(24%)
- 高齢化率
 - 70.2% 73.7%
 - 3.5%増
- 耕作放棄地面積
 - 6,350ha 6,280ha(2014年)
 - 70ha減(1.1%)
- 耕作放棄地
 - 731ha 771ha
 - 40ha増(5.5%)
- 認定就農者
 - 421人 417人
 - 4人減
- 集落営農法人
 - 29法人 33法人
 - 4法人増
- 農業企業参入
 - (2010年～2015年)
 - (2010年～2015年)
 - 12社増

《課題》

今後の農業振興のあり方を考えるとき、まず担い手をどのよう
に捉え、また農業生産に基づく収益力をどのように高めるか
という方策を考慮しなければなりません。すなわち、一経営体の
所得目標や農業経営の規模、そして農業経営のタイプや土地
利用のあり方などを一体的かつ総合的に考える必要があります。
また、こうした考え方に基づいた構造改革に引き継ぎ取り組む
必要があります。

- 多様な担い手確保対策
- 収益力向上を目指す産地・ブランド化の取組
- 連携体制の強化と新たなシステムづくり

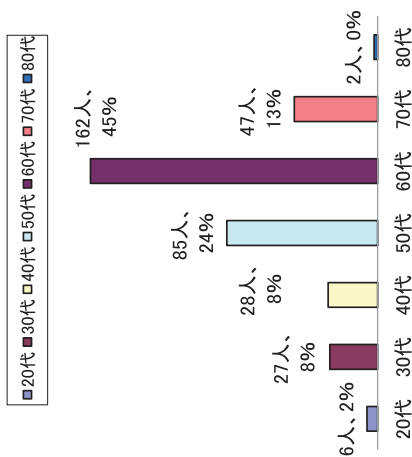
《基本目標》

◆ 農業が基幹産業として発展する豊後大野市農業～
将来にわたって「農地を活かす、人を活かす」農業を目指して◆

- 担い手対策に基づく構造改革の推進
- 農業生産の構造改革の推進
- 農地対策に基づく構造改革の推進

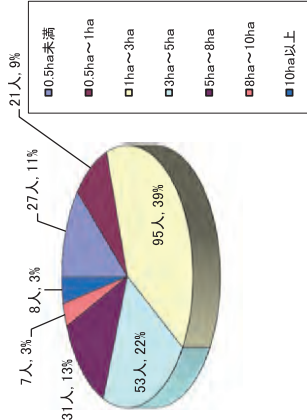
農業に関するアンケート調査結果の分析(個人) 回答者242人

問1-1 個人の認定農業者年齢構成



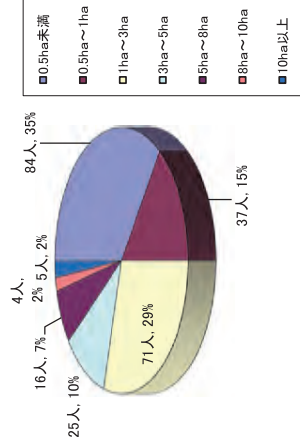
60、70歳代の認定農業者が約6割を占めており、高齢化傾向は今後ますます加速化する。後継者確保対策が喫緊の課題である。

問1-2 経営面積(合計)



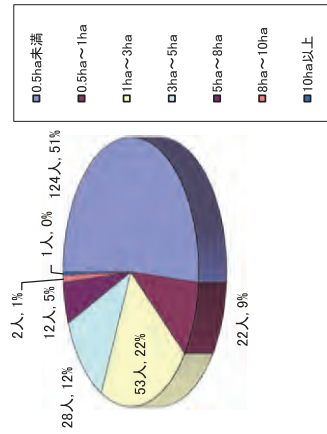
回答者の39%が1haから3haで一番多く、次いで3haから5haが22%である。土地利用型の農家には集積を進める必要がある。土地利用型農業については企業的農業者の育成が必要である。

うち経営面積(田)



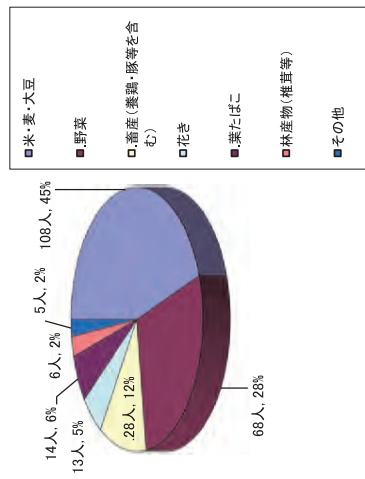
水稻中心の経営農家が多いため、回答者の約半分が1ha未満である。

うち経営面積(畑)



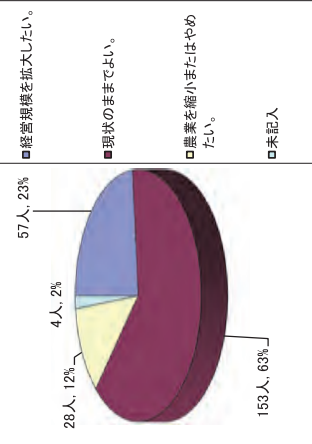
回答者の約半分が1ha未満である。今後、水稻中心の経営農家については規模拡大に向けた集積が必要である。

問2 農業経営の柱となるものは



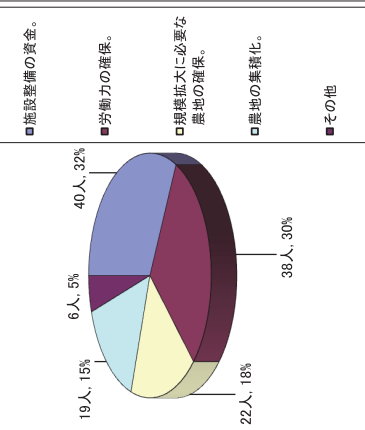
米・麦・大豆を中心とした農業経営が大半を占め、今後、農家経営の安定と向上を目指した諸かる農業への取り組みが必要である。

問3 5年後の農業経営は



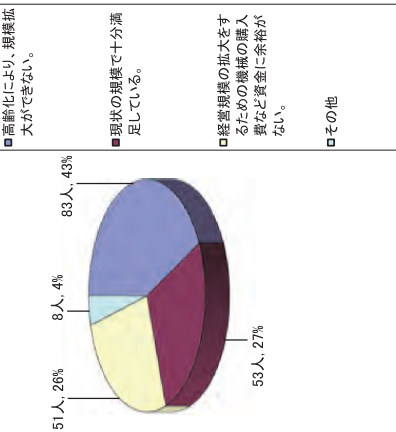
「現状のままでよい」が63%で一番多い。「縮小またはやめたい」が、12%に上っている。このことは今後の担い手対策を考えるうえで重要である。

問4 経営規模拡大の課題は(複数回答)



農地の確保と集積化等についての課題はもとより施設整備資金・労働力の問題が大きい。就農支援対策の強化や資金面での支援が必要である。

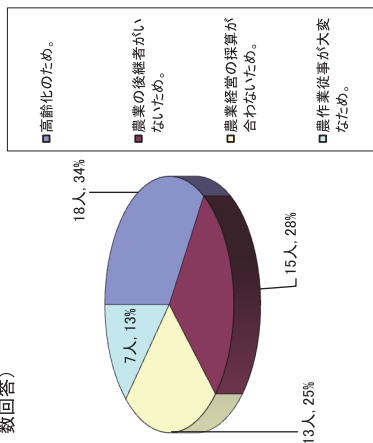
問5 現状のままで良い理由は(複数回答)



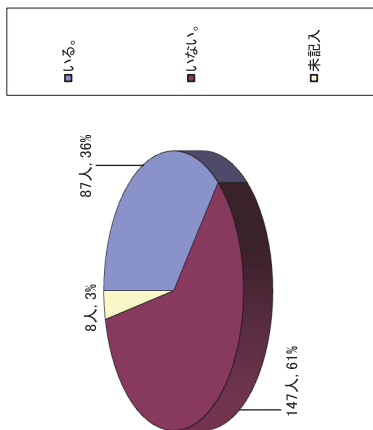
高齢化により、規模拡大ができないと現状の規模で十分満足しているが70%に達している。高齢化による要因と考えられる。

農業に関するアンケート調査結果の分析(個人) 回答者242人

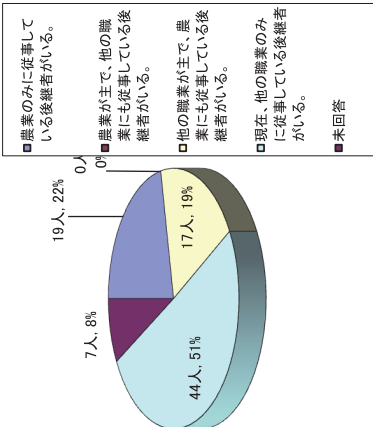
問6 農業を縮小またはやめたい理由は(複数回答)



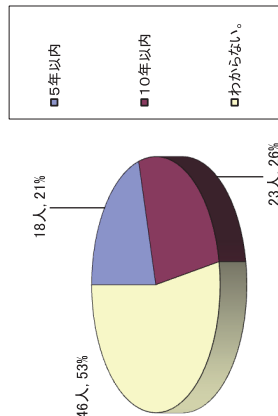
問7 農業後継者はいますか



問8 問7でいると答えたと答えた方が該当するものは



問9 いつ頃経営継承を考えていますか。



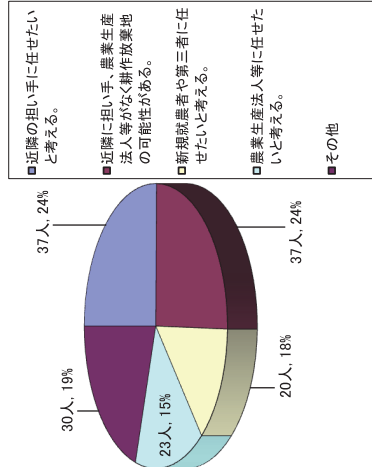
高齢化のために34%を占めており、今後、高齢化によるリタイアが急速に進み後継者確保対策に取り組む必要がある。

農業後継者がいるが36%に対し、いないが61%で大きく上回っている。

後継者で農業に従事していないものが55%を占めており、今後、就農に向けた支援の取り組みが必要である。

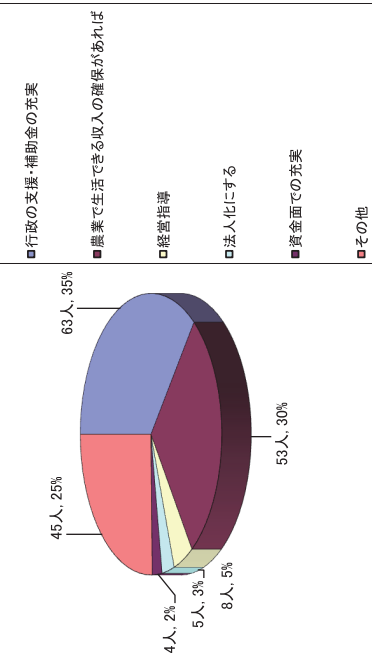
経営継承の時期について、わからないが53%で、経営継承のめどが立っていないことがうかがえる。確実に経営継承できるよう支援に取り組む必要がある。

問10 問7でいないと答えた方の今後の農地の管理について



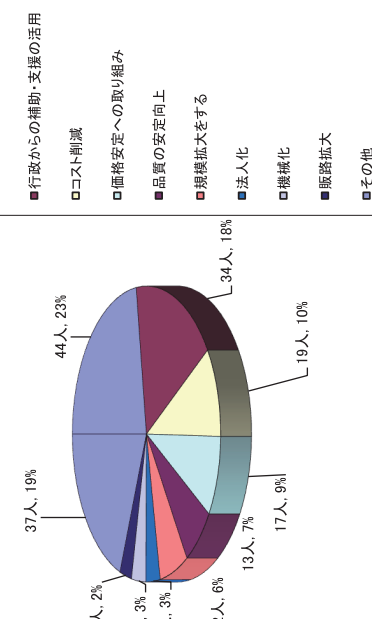
第三者継承・新規就農者等担い手対策、また、耕作放棄地対策が喫緊の重要課題である。

問11 農業後継者はどのようにしたら確保できると思っていますか。



行政の支援や補助金の充実が一番多く、親元就農対策についての支援や収入の安定化を求めた意見が多い。また、農業で生活できる収入があれば後継者は自ずとできる意見も多く、収入面での問題が多いことがうかがえる。所得向上に向けた取り組みが必要である。

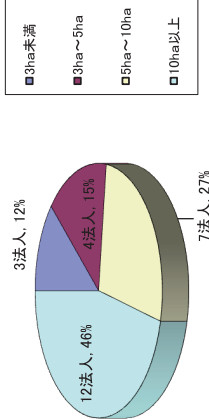
問12 農業経営の安定化を図るための対策は



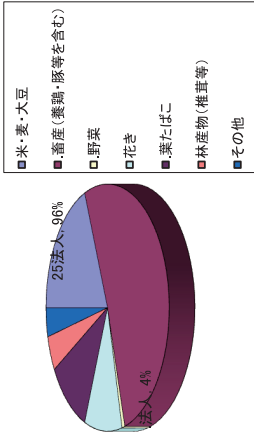
一番多いのは行政からの支援や補助の活用が多く、機械補助や、獣害対策等を求める意見が多い。また、高収入が得られる作物の作付けや規模拡大、コスト削減等の対策が必要である。

農業に関するアンケート調査結果の分析(集落営農法人) 回答 26法人

問1 経営面積(合計)

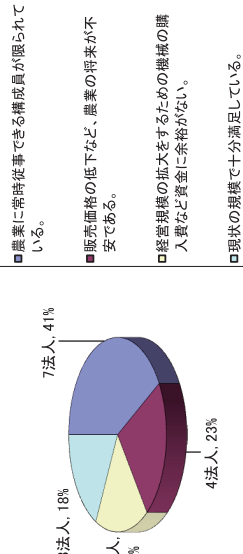


問2 農業経営の柱となるものは



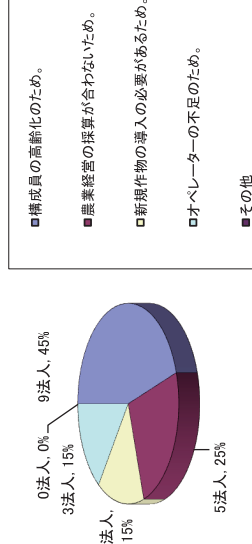
10ha以上が約半数を占めており、地区内で集積が進んでいるのがうかがえる。

問5 現状のままで良い理由は(複数回答)



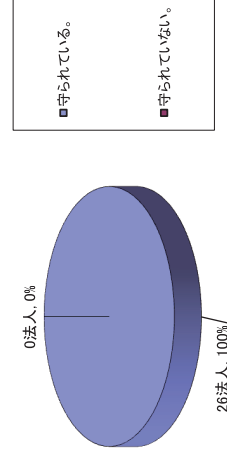
「現状のままで良い」と答えた理由について、十分満足している方が18%で少なく、実情では構成員不足や資金面の問題があることがうかがえる。

問6 経営を見直す必要がある理由は(複数回答)



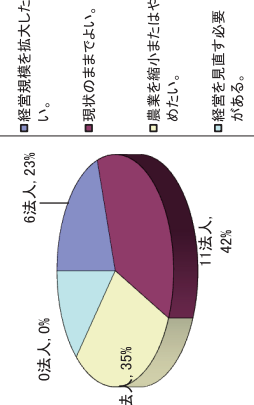
構成員の高齢化が顕著であり、地域で新たな構成員の確保・育成が必要である。

問7 農地は守られていますか



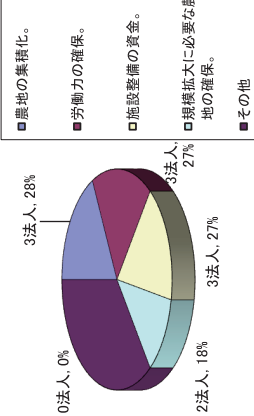
法人により地域の農地が守られているのがうかがえる。

問3 5年後の農業経営は



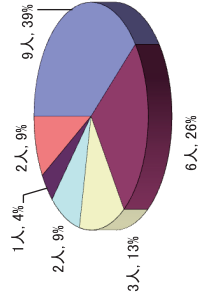
農業を縮小またはやめたいが9法人を占めており、地域の農地を守る上で危機的な数字である。法人就農対策等が必要である。

問4 規模拡大の課題は(複数回答)



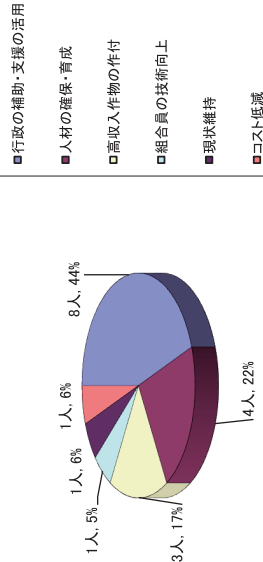
農地の確保、集積化の課題が40%を占めている。農地中間管理事業等を活用し対策が必要である。資金面の問題では低金利なスーパー資金の利用を薦める。

問11 今後の法人経営はどうあるべきだと思いますか



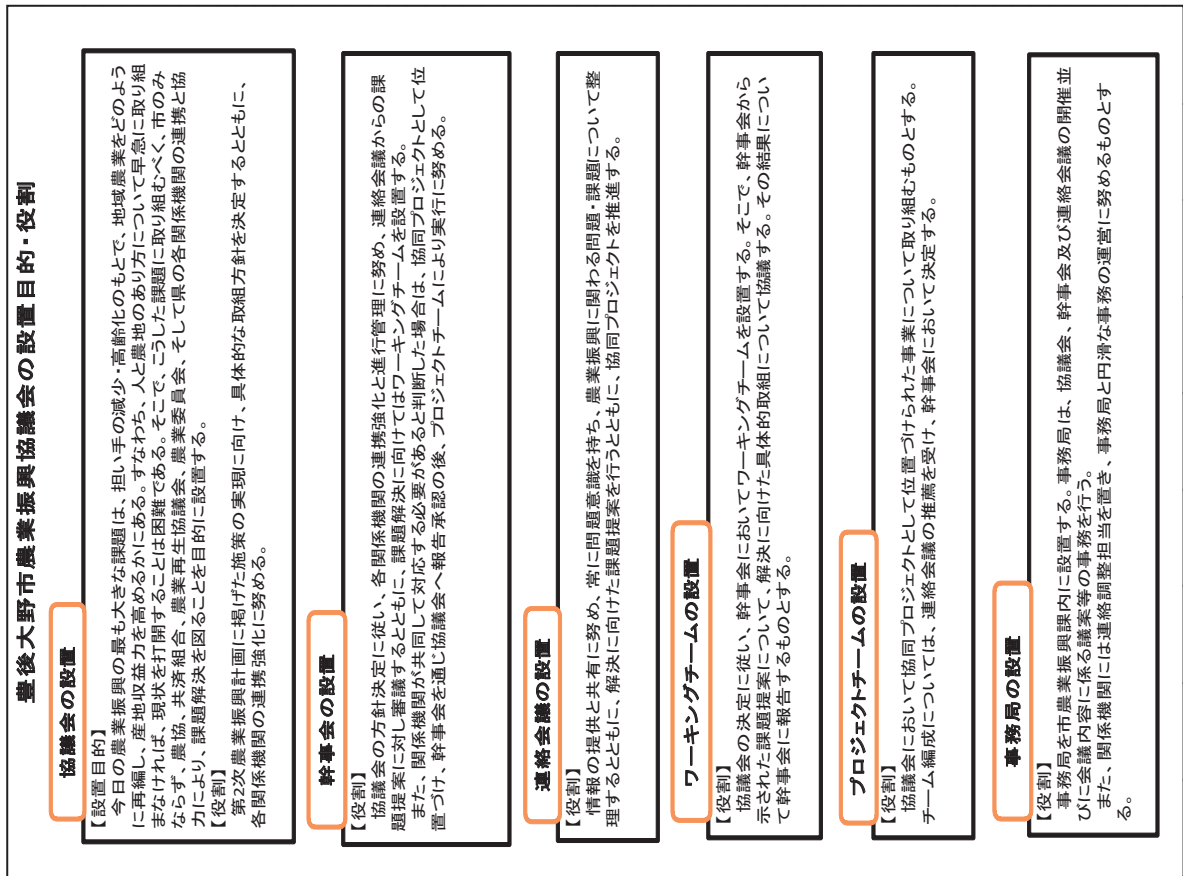
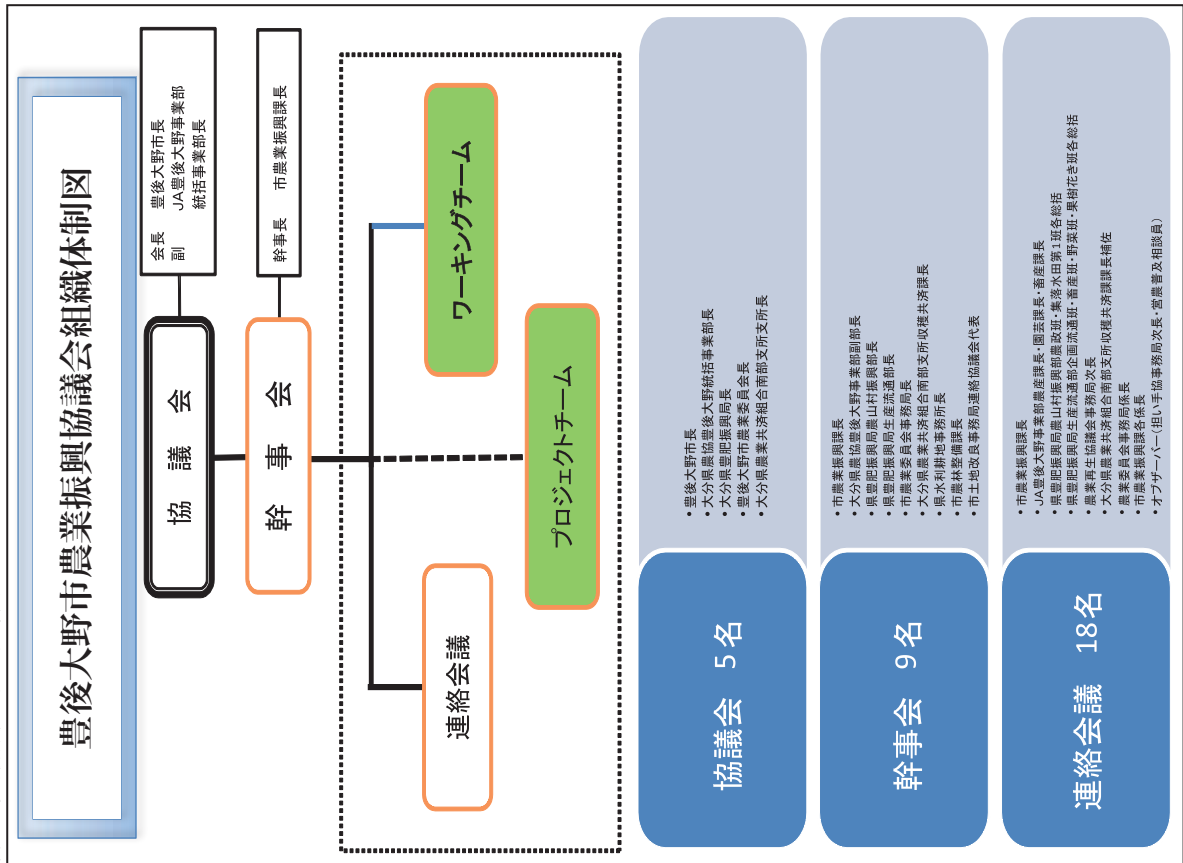
構成員の高齢化が進み、若者労働力の確保、育成が多い。次いで、農業収入が小額であるので行政の補助・支援の活用や儲かる農業経営への転換が挙げられている。

問12 法人経営の安定はどのような対策が必要と考えられますか。



行政の機械補助や新規作物対応の補助事業等の活用が一番多い。また、経営感覚を持った人材の確保と育成や周年出荷できる作物の導入等の対策が挙げられている。

■ 農業振興協議会の組織図



農政の動き

	年	社会・経済の動き	食料・農業・農村の動向と主要な施策の流れ
終戦後から農業基本法制定まで	1942	45 終戦 ○社会の民主化	42 「食糧管理法」制定 (国による米の全量管理等) ○農村の民主化(農地改革) ・政府による小作地の買収 ・売渡による広範な自作農の創設
		56 「もはや戦後ではない」 (経済白書) 60 国民所得倍増計画	52 農地法制定(農地改革の成果の維持)
農業基本法のもとでの農政展開	61	64 東海道新幹線開業 65～70 いざなぎ景気 68 日本、GNP世界第2位	61 農業基本法の制定 ・農業生産の選択的拡大 ・自立経営の育成 69 自主流通米制度の発足 69 農地法改正 農業振興地域の整備に関する法律(農振法)制定 〔借地による農地流動化の促進 ・農業地帯の保全と振興〕 71 米の生産調整を本格的に開始 74 農振法改正 75 みかんの生産調整を開始
	80	80 日本、世界一の長寿国へ	80 農政審議会「80年代の農政の基本方向」答申 (「日本型食生活」、「食料安全保障」の提起) 80 農地三法 (農用地利用増進法の制定等)
国際化の進展と食料・農業・農村基本法の制定		○国際化の進展の中で、国際規律への対応が課題 ○農業従事者の減少・高齢化が進行するなか、担い手育成が課題 ○中山間地域等では過疎化が進行	
	85	85 ブラザ合意 89 消費税導入 89 ベルリンの壁崩壊 91 湾岸戦争、バブル経済崩壊 92 地球環境サミット	88 日米農産物交渉合意(牛肉・オレンジ自由化) 89 食料自給率50%を割り込む 92 「新しい食料・農業・農村政策の方向」(新政策)公表 〔食料のもつ意味や農業・農村の役割の明確化、地球環境問題への配慮 ・効率的かつ安定的な経営体が生産の太宗を担う農業構造の実現 ・自主性と創意工夫を活かした地域づくり〕 93 ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意 (米以外の輸入制限品目の関税化や米のミニマム・アクセス設定等) 93 戦後最悪の米の不作(作況指数74) 93 農業経営基盤強化促進法制定 〔経営支援策の体系化 ・認定農業者制度の創設〕 95 食糧管理法廃止・食糧法制定(政府から民間主導へ)
		95 阪神・淡路大震災 ○「くらしといのち」の根幹にかかわる食料と、それを支える農業・農村の価値が再認識され、国民生活の安心と安全の礎としての役割への期待 ○現行基本法に基づく戦後農政を、国民全体の視点に立って抜本的に見直し、国民の理解と指示のもとに、新たな政策体系の再構築	
	99		99 「食料・農業・農村基本法」の制定 ・国民的視点から、①食料の安定供給確保、②多面的機能の発揮、 ③農業の持続的な発展、④農村地域の振興という新たな理念の提示 ・食料自給率目標の設定 ・効率的かつ安定的な農業経営が相当部分を担う農業構造の確立
	2000		

農政の動き

食料・農業・農村基本法の理念に基づく施策の具体化	2000	01 WTOドーハ・ラウンド立ち上げ	00 「食料・農村・農村基本計画」制定 00 中山間地域等直接支払制度導入 00 農地法改正(農業生産法人の一形態として株式会社を位置付け)
		05 人口減少局面へ	02 「食」と「農」の再生プラン (消費者に軸足を回した農政展開) 02 「米政策改革大綱」決定 05 新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定 (・新たな食料自給率目標の設定 ・新たな経営所得安定対策の導入 ・環境・資源を重視した施策の推進) 05 経営所得安定対策等大綱決定 05 農業経営基盤強化促進法改正 (リース方式による農業参入の全国展開) 06 農政改革三法成立 経営所得安定対策等実施要綱決定 06 食料自給率40%を割り込む 07 農政改革三対策の導入 07 農地・水・環境保全向上対策の実施
	08	農政改革三対策の一部見直し	○新たな経営所得安定対策 小規模・高齢農家も含めた地域農業の担い手の確保と地域農業の維持・発展 ○米政策改革推進対策 生産調整の確実な実施、麦、大豆、飼料作物、非主食用米の生産の拡大・定着を支援 ○農地・水・環境保全向上対策 地域共同の取組として、農地・農業用水等の資源の保全や環境にやさしい農業の実践を支援
	09		09 改正農地法(農地法等の一部を改正する法律)の施行 (株式会社等の貸借での参入規制を緩和)
新たな農業農村対策	10	新たな「食料・農業・農村基本計画」	新たな「農林水産研究本計画」 ・食糧の安定供給 ・地球規模課題対応研究 ・農林水産業・農山漁村の6次産業化6次産業化 ・etc
	11		10 中山間地域等直接支払制度第3期対策スタート 10 戸別所得補償モデル対策実施 10 口蹄疫の発生(宮崎県) 11 東日本大震災 11 農業再生協議会の設置(担い手育成総合支援協議会の統合) 11 農業者戸別所得補償対策本格実施 12 人・農地プラン、農地集積協力がスタート 12 青年就農給付金制度がスタート 13 経営所得安定対策の実施 13 環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の交渉参加表明
	14	14 「農林水産業・地域の活力創造プラン」	(産業政策)農業の構造改革や農業や諸金産業の成長産業化の促進 ・農地中間管理機構の制度化 ・経営所得安定対策の見直し ・水田フル活用と米政策の見直し (地域政策)農業農村の有する多面的機能の維持、発揮の促進 ・日本型直接支払制度の創設
	15		15 環太平洋パートナーシップ(TPP)加入協議の大筋合意 15 環太平洋パートナーシップ(TPP)加入関連政策大綱の策定
新たな農業農村対策		新たな「食料・農業・農村基本計画」	・実現可能性を重視した食糧自給率目標の設定 ・食糧の滞り生産能力を評価する食糧自給率指標の公表 ・農林水産物、食料輸出拡大、農地中間管理機構のフル活用、米政策改革、農協等の改革
			15 中山間地域等直接支払制度第4期対策スタート

用語の解説

索引	用 語	解 説
ア行	ICT（アイ・シー・ティ）	ICTとは、情報処理および情報通信、つまり、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称である。IT（情報技術）のほぼ同義語。2000年代半ば以降、ITに替わる語として、主に総務省をはじめとする行政機関および公共事業などで用いられている。
	アイタイ トリヒキ 相対取引	市場を介さずに売買当事者間で売買方法、取引価格、取引量を決定して売買する取引のこと。
	アンシン 安心いちばんおおいた農産物 ニンショウ セイド 認証制度	安全・安心な取組を認証するために、県独自の3つの要件①生産履歴の整備、②農産物安全チェック、③残留農薬自主検査を満たす取組や、更に化学合成農薬及び化学肥料の使用を低減する取組を認証機関が認証し、認証マークを表示して販売する制度です。
	アンシン 安心おおいた直売所 トリクミ センゲンセイド 取組宣言制度	県が示した農産物の安全管理に必要な4つの取組①農薬適正使用の周知、②安全確認チェックの実施、③農薬指導士の設置、④残留農薬検査の実践を行うことを各直売所が宣言し、一定の要件を満たす場合、県がその宣言を認証する制度です。
	インキュベーションファーム (インキュベーター)	インキュベーター（いんきゅべーた、英称：Incubator）とは直訳すると孵化器の意味で、起業に関する支援を行う者（事業者）をいう。広義には既存事業者の新規事業を含む起業支援のための制度、仕組み、施設等を含めている場合もある。起業支援の概念を指す場合にはインキュベーション（Incubation）ともいう。 農業の知識のない就農希望者を2年間の研修で農業者へ育成させるシステム。平成23年度から新規就農の確保対策として豊後大野市が独自に取り組んでいる「新規就農者技術習得研修施設」の通称。
	エコファーマー	法律に基づき、土づくりや化学肥料、農薬の使用低減を一体的に行うことを内容とする計画が適当であると知事に認められ認定を受けた農業者
	ジョ セイ おおいたA F F女性ネットワーク	農林水産業に関係する女性が、これまでの経営改善、起業活動などの取組で培ってきた成果を活かし、経営感覚を磨き、次世代を育成していくことを目的に、平成27年7月に設立した団体。（農業・林業・水産業）
カ行	ガタ ホウボク おおいた型放牧	草地、林地、水田及び耕作放棄地などを活用し牛を放牧するもので、中山間地域の多い大分の土地や自然に適した放牧方式。
	カンキョウホゼンガタノウギョウ 環境保全型農業	農業のもつ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。
	カンタイヘイヨウ ケイザイレンケイ キョウテイ 環太平洋経済連携協定（TPP）	環太平洋戦略的経済連携協定（かんたいへいようせんりゃくてきけいざいれんけいきょうてい、英語：Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement または単に Trans-Pacific Partnership、略称TPP、環太平洋連携協定、環太平洋経済連携協定、環太平洋パートナーシップ協定、環太平洋経済協定[1]）は、環太平洋地域の国々による経済の自由化を目的とした多角的な経済連携協定（EPA）である[2]。
	キカンテキノウギョウジュウジシャ 基幹的農業従事者	農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、調査期日前1年間のふだんの主な状態が「仕事に従事していた者」のこと。
	キギョウテキノウギョウシヤ 企業的農業者	年間400万以上の農業所得の水準を実現できた経営体が、経営マインドを持ち地域の担い手として更なる経営発展を目指す農業者。
	キャトルステーション	肉用牛の繁殖農家で産まれた生後3～4ヶ月齢の子牛を預かり、子牛市場に出荷するまでの間、農協等が飼養管理・育成する施設
	キャトルブリーディング ステーション	農協等が運営主体で、肉用牛生産の低コスト化に努めつつ、地域内の繁殖牛（経産牛中心）の繁殖管理のみならず分娩・保育管理までを一元的に担う「地域の子牛生産拠点」
	G A P (ギャップ)	農業生産工程管理（GAP：Good Agricultural Practice）とは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことです。
	ケイエイ ショトク アンテイ タイサク 経営所得安定対策	畑作物の直接支払い交付金（ゲタ）、米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ）、水田活用の直接支払交付金、米の直接支払交付金（29年度産米まで）
	コウサク ホウキ チ 耕作放棄地	農作物が1年以上作付けされず、農家が数年の内に作付けする予定が無いと回答した田畑、果樹園。
	コウ テクレンケイ 耕畜連携	米や野菜等を生産している耕種農家へ畜産農家から堆肥を供給したり、逆に転作田等で飼料作物を生産し、畜産農家の家畜の飼料として供給する等、耕種サイドと畜産サイドの連携を図ること。
	コウテイエキ 口蹄疫	家畜の伝染病のひとつ。鯨偶蹄目（豚、牛、水牛、山羊、羊、鹿、猪、カモシカ、など蹄が偶数に割れている動物）およびハリネズミ、ゾウなどが感染する口蹄疫ウイルスによる感染症。
	ヘンカ リツ ホウ コーホート変化率法	同じ年又は期間に生まれた各集団について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき、将来人口を推計する比較的簡便な手法。
	ソ シキ コントラクター組織	畜産農家等から、飼料作物の収穫作業等の農作業を受託する組織

用語の解説

索引	用 語	解 説
サ行	C A T V	通信ケーブルを各家庭まで敷設することで、多チャンネル・双方向のテレビ放送を行うシステム。
	ジキウ シリョウ 自給飼料	畜産農家が自家飼育する家畜に給与する自家生産の飼料。牧草、サイレージなどが、これに当たります。
	ジキウチキ ノウカ 自給的農家	経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が50 万円未満の農家。
	シュウラクエイノウソシキ 集落営農組織	集落単位で農家が各自の農地を持ち寄り、共同で農機具を所有したり、農作業を行ったりする組織。任意の組織のほか、各農家の利益増進が目的の「農事組合法人」、完全に営利目的の「株式会社」などの形態がある。
	シュウラクエイノウホウジン 集落営農法人	集落営農を行う組織の中で、法人格を有する組織のこと。
	ジュンカンガタノウギョウ 循環型農業	地域において存在する農薬・肥料の適正使用や家畜糞尿（食物残渣等）の処理等をリンクさせ家畜糞尿の処理で発生した堆肥を適正量使用する農業。
	シンキシウノウシヤ 新規就農者	農家世帯員のうち調査期日の前々年の就業状態区分が「勤務が主な人」「学生の人」で、過去1年間の普段の就業状態が「農業が主な人」になった者。
	シンチカスイセイギョ 新地下水位制御システムFOEAS (フォアス)	給水(水位管理器)と排水(水位制御器)の調節機能を有した水位制御システムで、雨が降れば暗渠から排水し、晴天で乾燥が続けば地下から灌漑を行い、栽培作物に応じた最適な水位(地下-30cm～+20cm)を維持することで、湿害や干ばつ害を軽減し、農作物の収量及び品質の向上に寄与する技術です。
	スイデンノウギョウコウソウカイカクタイサクジギョウ 水田農業構造改革対策事業	米の計画的な生産をお行った農業者並びに集団に対し国より、作物の産地づくり、担い手農家の育成等に活用できる交付金が支払われる事業。
	スイデン カツヨウ 水田フル活用ビジョン	農業者と農業者団体が主流となった米の需給調整を実施する姿を構築するために、策定する産地づくりの設計図のこと。
	セイサン リレキ 生産履歴	農薬や肥料の使用状況など、農畜産物を生産する過程を記録した履歴。
	センギョウノウカ 専業農家	農家のうち、世帯員のなかに他産業従事者が1人もいない農家。
	セイケンシュウノウキュウフキン セイド 青年就農給付金制度	青年（45歳未満）の就業意欲の喚起と就農後の定着を図るため、一定の要件を満たす方を対象として、国（農林水産省）から1人あたり年間最大150万円を「準備型」で最長2年間、「開始型」で最長5年間給付する制度。
タ行	ダイ シュケンギョウノウカ 第1種兼業農家	複数の職業を持っている兼業農家で、農業所得を主とする農家。
	ダイ シュケンギョウノウカ 第2種兼業農家	複数の職業を持っている兼業農家で、農業所得を従とする農家。
	ダイ 3 シャケイシヨウ 第三者継承	親族ではない第3者に経営を移譲すること。
	タイコウ セイシセツ 耐候性施設	台風等の気象災害に強い被覆資材や骨材などを使用した生産施設。
	テクサン 畜産ヘルパー	畜産農家が休暇を取得することが困難な場合又は緊急な事由により就労することが困難な場合に、畜産農家に代わって飼養管理作業を代行する人のこと。
	チ サン チ ショウ 地産地消	地域で生産された農産物を、その地域（地元）で消費すること。「地元生産・地元消費」の略。
	チョウジュウヒガイ 鳥獣被害	農作物などに被害を与える、クマ、シカ、いのしし、カラスなどの有害鳥獣によってもたらされる農作物への被害。
	トクテイノウギョウダンタイ 特定農業団体	地域の農用地面積の2/3以上について農作業を受託する相手方として、農用地利用改善団体が作成する特定農用地利用規程に位置付けられた任意組織。
	トクテイノウギョウホウジン 特定農業法人	地域の農用地面積の過半を集積する相手方として、農用地利用改善団体が作成する特定農用地利用規程に位置付けられた法人。税制上の特例措置がある。
	トクテイホウジンカツジギョウ 特定法人貸付事業	市町村又は農地保有合理化法人が、農業生産法人以外でも農業経営が可能な法人として位置付けられた特定法人に対し農用地の貸付を行う事業をいう。
	トチ リョウガタ ノウギョウ 土地利用型農業	大規模な面積で米、麦、大豆、資料作物等の作物を作付し、収益を追求する農業形態のこと。
	トリ 鳥インフルエンザ	A型インフルエンザウイルスが鳥類に感染して起きる鳥類の感染症である。特に非常に高い病原性をもたらすものがあり、そのタイプを高病原性鳥インフルエンザと呼ぶ。現在、世界的に養鶏産業の脅威となっている。
	トレーサビリティシステム セイサンリュウツウジョウホウハアク (生産流通情報把握システム)	食品がどのようにつくられ、加工されたかなど生産、流通過程の情報を追跡することができる仕組み。
ナ行	ニナ テ 担い手	農業経営への意欲や能力のある農業者のうち、農業経営基盤強化促進法にもとづく経営改善計画の市町村認定を受けた認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織など。
	ニンテイ ノウギョウシヤ 認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づいて、効率的で安定した農業経営を目指すため作成する「農業経営改善計画（5年後の経営目標）」を市町村に提供して認定を受けた農業者のこと。
	ニンテイシンキ シュウノウシヤ 認定新規就農者	新たに農業経営に取り組もうとする青年等が作成する「青年等就農計画」を、市が審査・認定する制度。認定新規就農者に対しては、重点的な支援措置が講じられます。

用語の解説

索引	用 語	解 説
	ノウギョウ キギョウ シャ 農業企業者	年間400万以上の農業所得の水準を実現できた経営体が、経営マインドを持ち地域の担い手として更なる経営発展を目指す農業者。
	ノウギョウサンシュツガク 農業産出額	都道府県を単位としてその年の農業生産活動によって生み出された品目別生産量に品目別農家庭先販売価格を乗じて算出されたもの。
	ノウギョウシュウギョウジンコウ 農業就業人口	満15歳以上の販売農家（経営耕地面積30a以上または農産物の過去1年間の総販売金額が50万円以上あった農家）世帯員のうちで、農業にだけ従事した者と、農業以外に従事した者と、農業以外の仕事に従事していても農業従事日数の方が多い者の合計。
	ノウギョウジュウジシャ 農業従事者	満15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。
	ノウギョウホウジン 農業法人	農業及びその関係事業を営む法人の総称。
	ノウサギョウジュタクソシキ 農作業受託組織	農業生産過程における作業（水稻であれば田植や稲刈り等）の一部または全部を請け負う組織。
	ノウサンブツニンシヨウセイド 農産物認証制度	化学肥料や化学農薬を低減した栽培など、環境にやさしい農業を定められた機関が認証する制度。
	ノウジ クマイイ ホウジン 農事組合法人	農業協同組合法で規定された農業者3名以上で構成される法人。
	ノウチ チュウカンカンリ ジギョウ 農地中間管理事業	適切な「人・農地プラン」が作成され、地域ぐるみで担い手等への農地の集積を進め、農用地利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域を重点区域と定め、意欲ある担い手を公募し、農地の集積と集約化をしていく事業。
	ノウギョウチズ ジョウホウ 農業地図情報システム(GIS)	「農地基本台帳システム」で管理されている情報及びその他の農業者情報を地図上で視覚的に表現するシステムです。農政業務の農家台帳システムと密に相互連携し、台帳上では表現ができない位置情報の把握を容易に行うことができます。遊休農地、耕作放棄地の解消への取り組み・農地集積・拡大および施設の適切な維持管理等、各種シミュレーションにより計画支援等に利用できる。
	ノウチ リョウ シュウセキ 農地の利用集積	ある特定の農業経営者等が、農地を「所有」「借入」「農作業受託」により、農地を効率的に利用出来るよう、集積すること。
	ノウチ ホユウ 農地保有 ゴウリカ ジギョウ 合理化事業	農業経営の規模拡大、農地の集団化等を促進するため、農地保有合理化法人が農業委員会と連携して行う農地売買貸付等の事業で、税制上の特例措置等がある。（平成21年12月に市町村段階では事業廃止）
	ノウヤク トリシマリホウ 農薬取締法	健康保護、生活環境の保全のために、農薬について登録制度を設け、販売、使用を規制することにより、農薬の品質の適正化とその安全・適正な使用の確保を図ることを目的とした法律。
ハ行	ハンショク ノウカ 繁殖農家	肉用牛生産農家とも言われ、主に繁殖用（子取り用）の肉用種雌牛を飼育しており、雌牛が産んだ子牛は8月～10ヶ月育成した後（雄子牛は生後4ヶ月頃去勢される）、家畜市場へ出荷します。
	ハンバイ ノウカ 販売農家	経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家。
	ヒイク モトウシ 肥育素牛	だいたい生後6ヶ月以上12ヶ月未満で、肥育牛のもとになる牛。
	ヒイク ノウカ 肥育農家	この農家は、育成の終わった肉用牛（素牛）を購入し、食肉に供するためさらに20ヶ月ほど育てた（肥育した）後、食肉処理場へ出荷します。
	ヒト ノウチ 人・農地プラン	集落単位を基本に農業者が地域農業の将来を話し合い、農地の担い手、農地の出し手、今後の地域農業のあり方などをまとめた計画。
	ブロックローテーション	連作障害の回避や米の生産調整への対応等を目的として、集落全体を数ブロックに区分し、順次作付作物を移転させる方法。
ユ行	ユウキョウ ノウチ 有休農地	過去1年以上にわたり耕作されていない農地。
	U I J ターン	大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。
	ユウリョウ ノウチ 優良農地	農業振興地域内の土地で、ほ場、農道、水路の基盤整備がされているなど生産力の高い集団農地。
ラ行	リョウケン セツテイ 利用権設定	農業経営基盤強化促進法に基づき、規模拡大を志向する認定農業者等へ農用地等の利用集積を行う為の手續き。
	レンサク ショウガイ 連作障害	同じ場所ですべて同じ作物などを毎年連続して栽培したときに生育が極端に悪くなったり、枯れたりすることがみられる生育障害のこと。
	レントカウ セイド レントカウ制度	牛がいない地域、先進的な取り組みとなる地域等へ、県農林水産研究指導センター畜産研究部が各振興局を通じて放牧経験牛を貸し出す制度

大分の野菜畑 豊後大野



畑地かんがいを利用したさといも栽培(大野町)



発行／平成 28 年 3 月

発行者／豊後大野市農業振興課

〒879-7198

豊後大野市三重町市場 1200 番地

TEL 0974-22-1001 (代表)

印刷／藤原印刷